



子ども・子育て支援新制度への 移行等に関する説明会 【第2部】

◆日程：平成28年5月18日（水）

◆場所：横浜市開港記念会館
講堂

◆時間：第2部（16時45分～）

こども青少年局

<第2部>

資料13

認定こども園とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

資料14

公定価格及び本市の独自助成制度について・・・・・・・・ P 3

資料15

幼保連携型認定こども園の整備補助等について・・・・・・・・ P 19

資料16

支給認定・利用調整について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 23

資料17

連携施設への進級について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 33

資料18

指導監査の実施方法について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 39

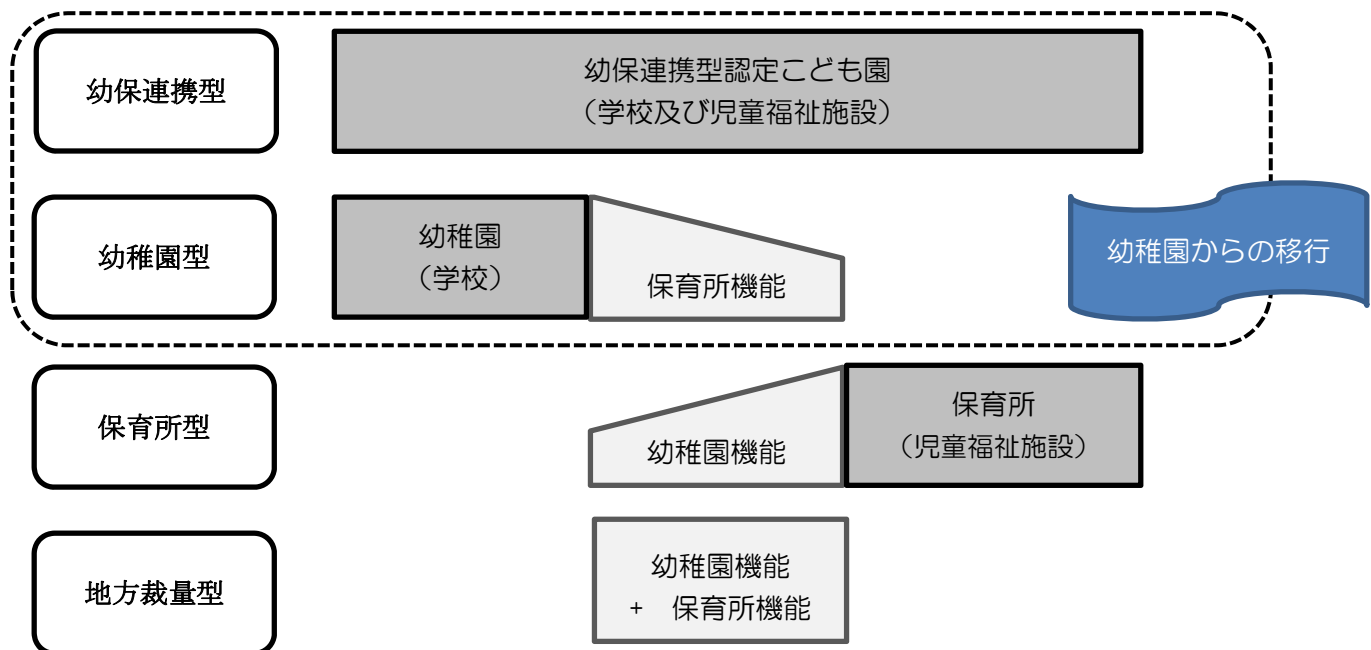
資料19

意向調査及び移行相談の実施について・・・・・・・・ P 41

認定こども園とは（概要）

- 認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持つ施設です。
- 認定こども園には4つの類型があり、幼稚園からの移行としては「幼保連携型」と「幼稚園型」が想定されます。
- 従来、幼稚園・保育所で分かれていたそれぞれだった幼保連携型認定こども園の認可、指導監督、財政措置について、新制度では一本化されました。

1 認定こども園の4類型について



2 認定こども園の特徴

- (1) 子どもが教育・保育を一体的に受けられることに加え、仮に保護者の就労状況が変わったとしても、受入枠に空きがある場合には、同一の園に在籍することが可能です。
- (2) 様々な教育・保育ニーズに対して、他の施設類型（幼稚園・保育所）に比べて柔軟に対応することができます。
- (3) 地域における子育て支援の機能を有し、在宅での子育て家庭への支援を行います。

※認定こども園に移行した場合、2・3号認定（保育認定）の児童が園を利用することになるため、幼稚園とは異なる事務が発生します（横浜市による利用調整（横浜市による利用者の振り分け）、現況確認（保育要件の確認）に伴う事務等）。

3 認定こども園の運営基準等（主なもの）

項目	幼保連携型認定こども園	幼稚園型認定こども園
施設の性格	学校かつ児童福祉施設	学校（幼稚園+保育所機能）
認可・認定権者	認可：横浜市 認定：－	認可：神奈川県（幼稚園として） 認定：横浜市
確認権者	横浜市	
運営費	施設型給付	
職員の性格	保育教諭※1 （幼稚園教諭+保育士資格）	両免許・資格の併有が望ましいが、いずれかでも可。 （ただし学級担任は原則幼稚園免許、保育に従事する者は原則保育士資格が必要。）
給食の提供	1号：任意 2・3号：義務 原則自園調理	1号：任意 2号（・3号）：義務 原則自園調理（満3歳以上は一定の要件の下、外部搬入可）
開園時間・開園日	原則11時間以上、土曜日開園	
子育て支援事業	義務（育児相談、一時預かり、交流保育等）	
教育・保育の内容	『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』	『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』を踏まえる

※1）経過措置により、平成31年度末までは片方の資格で可。

■その他認定こども園の設備・運営の基準等については、本市条例や国から公布された認定こども園関連法令等をご参照ください。

【本市条例】

（幼保連携型認定こども園）

『横浜市幼保連携型認定こども園の学級編成、職員、設備及び運営の基準に関する条例』

（幼稚園型認定こども園）

『横浜市認定こども園の要件を定める条例』

1 公定価格と向上支援費

(1) 公定価格とは、子どもに対する教育・保育を行う場合に、子ども1人あたりに平均的にかかるコストを国が定めたもの（月額）です。

（新制度では、個人への給付制度が導入されたため、子ども一人にかかる費用の算出が必要になります。）

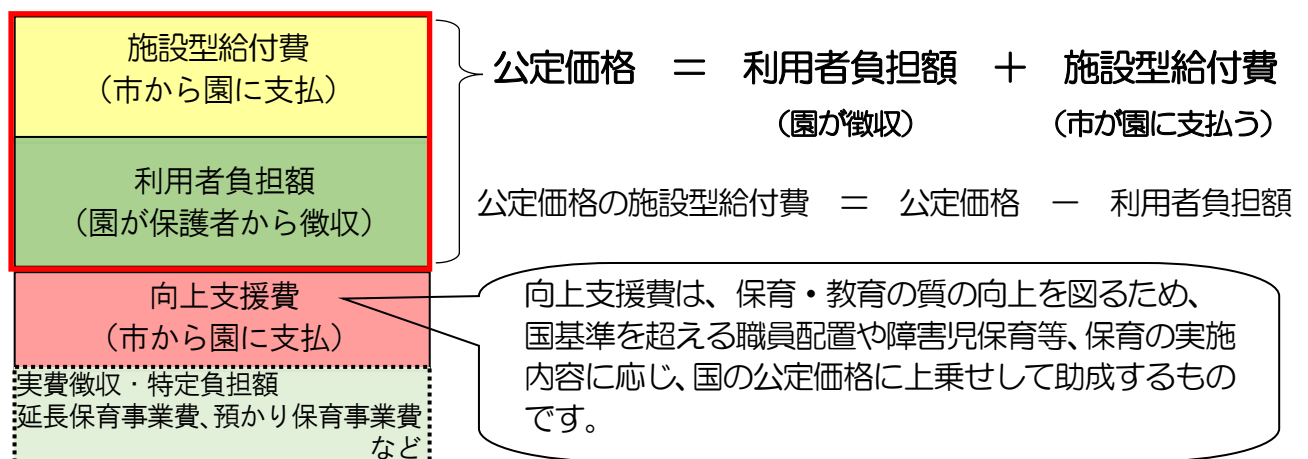
(2) 公定価格は、保護者から園が徴収する「利用者負担額」と、横浜市から支払われる「施設型給付費」で成り立っています。（他都市居住の子どもの場合は居住市町村に請求）

利用者負担額 ⇒ 横浜市が保護者の市民税・所得割額をもとに階層区分を認定し、その階層区分に応じた金額(応能負担)

施設型給付費 ⇒ 公定価格から、市が決定した利用者負担額を差し引いた金額

(3) 公定価格に加えて、本市の独自助成「向上支援費」が、新制度に移行した場合の主な収入となります。

（実費徴収や特定負担額を保護者から徴収する場合や、延長保育事業、預かり保育事業、補足給付、一時預かり事業（幼稚園型）などの事業を行う場合は、市から事業費が支払われます。）

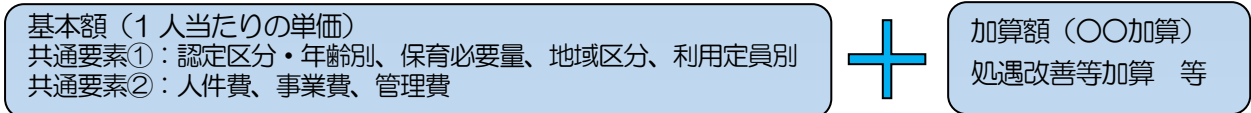


2 公定価格の算出方法

公定価格はその園の利用定員、年齢等により、金額が異なります。

また、公定価格は、子ども誰しにも給付される「基本分単価」と、要件を満たした場合に加算される各種「加算」で構成されています。

《公定価格（基本分単価）イメージ》



公定価格は子ども1人分で設定されているので、園全体では以下のように算出します。

各年齢区分・各認定区分の公定価格 × 各年齢区分・各認定区分の在園児童数

認定こども園は、1号と2・3号で単価表が別になるので、それぞれの利用定員の区分で出した金額を合算することで給付費を計算します。

(例: 幼稚園で1号利用定員が100人の場合、1号の単価表で定員区分91人から105人までの区分の単価で計算。
認定こども園で1号利用定員が100人、2・3号利用定員が50人の園の場合、1号は認定こども園の1号の単価表で上記と同じ方法で計算し、2・3号の単価表で定員区分41人から50人までの定員区分の単価で計算。)

公定価格の各種加算と、向上支援費の各項目は、その園の職員の配置や教育・保育の実施状況が、定められた要件を満たしている場合に加算されます。

3 処遇改善等加算について

この加算は主に園の運営ではなく、職員の給与に使っていただく加算となります。

職員の勤続年数・経験年数を踏まえた賃金改善やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を基に加算します。

処遇改善等加算率は、公定価格のいくつかの加算項目の単価を算出する際にも活用します。

(例：副園長・教頭配置加算、3歳児配置改善加算)

公定価格上に見る処遇改善等加算率は、「基礎分(2~12%)」と、「賃金改善要件分(3~4%、うち1パーセントはキャリアパス要件分)」とを足した率となります。

さらに、横浜市独自助成の「職員処遇改善費(0~5%)」として上乗せして支払われます。

職員一人当たりの平均勤続年数	加算率(公定価格)			加算率(市)
	基礎分	賃金改善要件分	うちキャリアパス要件分	職員処遇改善費
16年以上	12%	4%	1%	5%
15年以上 16年未満				4%
14年以上 15年未満				3%
13年以上 14年未満				3%
12年以上 13年未満				2%
11年以上 12年未満				2%
10年以上 11年未満	12%	3%	1%	3%
9年以上 10年未満	11%			3%
8年以上 9年未満	10%			3%
7年以上 8年未満	9%			3%
6年以上 7年未満	8%			3%
5年以上 6年未満	7%			2%
4年以上 5年未満	6%			2%
3年以上 4年未満	5%			1%
2年以上 3年未満	4%			0%
1年以上 2年未満	3%			0%
1年未満	2%		0%	

- 例：職員の平均勤続年数8年の認定こども園の場合、
 公定価格 ⇒ 基礎分10% + 賃金改善要件分3%(キャリアパス含む) = 13%
 市独自助成の職員処遇改善費 ⇒ 3%
 (※公定価格とは別に算出。加算率を適用する単価を積算した後に加算率を乗じる。)
 認定こども園の処遇改善等加算は、単価表が1号認定と2・3号認定で分かれており、それぞれ利用定員及び年齢区分毎に設定された単価に、加算率を掛けて算出します。
 さらに、2・3号認定の児童については、保育標準時間認定と保育短時間認定の別により、単価が分かれています。

4 公定価格の基本分単価と各種加算

※加算要件の詳細は、事業者向け説明会資料でご確認ください。(下記のURLからご確認いただけます。)

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/shien-new/jigyosha/>

事業者向け説明会(新制度移行施設・事業向け) > 対象：幼稚園または認定こども園 > 日程 2016/3/18 > 資料Ⅱ

<認定こども園>

項目名	内容	事業者説明 明会資料	公定価格単価表	
			1号	2・3号
基本分単価	定員・認定区分・年齢等に応じた子ども一人当たりの単価	4	⑤	⑥
処遇改善等加算	職員の平均勤続年数・経験年数やキャリアアップの取り組みに応じて加算	7	⑥	⑦
副園長・教頭配置加算	副園長または教頭を配置する場合に必要な人件費を加算	8	⑦	—
学級編成調整加配加算	全学級に専任学級担任を配置するため保育教諭等を1人加配するための加算	9	⑧	—
3歳児配置改善加算	3歳児の配置基準を15:1により実施する場合に必要な人件費等を加算	10	⑨	⑧
満3歳児対応加配加算	満3歳児を担当する保育教諭等を配置する場合に必要な人件費等を加算	11	⑩/⑩'	—
チーム保育加配加算	チーム保育を担当する保育教諭等を配置する場合に必要な人件費等を加算	12	⑪	—
通園送迎加算	通園送迎を行う施設に送迎バス運転手の人件費等(業務委託費含む)を加算	13	⑫	—
給食実施加算	給食を実施する施設に、調理員の人件費等(業務委託費含む)を加算	14	⑬	—
休日保育加算	休日保育のための保育士等の職員を確保するための経費を加算	15	—	⑨
夜間保育加算	夜間保育所の夕食に係る費用や勤務体制を確保するための経費を加算	15	—	⑩
減価償却費加算	施設整備費補助を受けない自己所有建物の施設に減価償却費の一部を加算	16	—	⑪
賃借料加算	賃貸物件により設置する施設に対して賃借料の一部を加算	17	—	⑫
主任教諭等の専任化により子育て支援の取り組みを実施していない場合	主任教諭等の専任化により子育て支援の取り組みを実施していない場合に費用を定額で調整	18	⑮	⑰
年齢別配置基準を下回る場合	基本分単価の年齢別配置基準を下回る職員配置の状態にある場合、費用を定額で調整	20	⑯	⑱
配置基準上求められる職員資格を有しない場合	公定価格(基本分)における国の配置基準上の職員(学級担任、保育従事者)について、幼稚園教諭免許又は保育士資格のいずれも有しない場合に費用を定額で調整	20	⑰	⑲
施設長に係る経過措置が適用される場合	新制度移行前に既に幼保連携型認定こども園であった施設のうち、一定の要件を満たす素説に対し、必要な人件費等を定額で調整	21	⑱	⑳
1号認定こどもの利用定員を設定しない場合	1号認定こどもの利用定員を設定しない施設の場合に費用を調整	22	—	⑭
分園の場合	分園の場合、本園と分園との間でまたがる経費となる部分について費用を定率で調整	23	—	⑮
常態的に土曜日に閉所する場合	常態的に土曜日に閉所する場合、土曜閉所に係る経費を定率で調整	23	—	⑯
定員を恒常的に超過する場合(27・28年度は適用なし)	連続する過去の2年間、常に利用定員を超え、かつ各年度の平均在所率が120%以上の状態にある場合に適用	25	⑲	㉑
療育支援加算	子どもの療育支援に取り組む場合に主幹(主任)を補助する者の経費を加算	25	㉒	㉔
事務職員雇上費加算	事務職員を配置するための経費を加算	28	㉑	—
指導充実加配加算	基本分単価に含まれる非常勤講師を配置した上で、別途、非常勤講師を配置する利用定員が271人以上の施設に加算	28	㉒	—
事務負担対応加配加算	基本分単価に含まれる非常勤事務職員を配置した上で、別途、非常勤事務職員を配置する利用定員が271人以上の施設に加算	29	㉓	—
冷暖房費加算	夏季や冬季における冷暖房費に係る経費について所在する地域に応じて加算	30	㉔	㉓
外部監査費加算(3月のみ)	公認会計士等による外部監査を実施した施設に対して加算	39	⑭	⑬
施設関係者評価加算(3月のみ)	施設の関係者による評価を実施した施設に対して加算	38	㉕	㉔
入所児童処遇特別加算(3月のみ)	高齢者等の雇用の促進を図るため、高齢者等を配置するための経費を加算	30	—	㉗
施設機能強化推進費加算(3月のみ)	施設の総合的な防災対策の充実強化等を行う施設に対して加算	33	㉘	㉘
小学校接続加算(3月のみ)	小学校との接続を見通した活動に必要な経費を加算	35	㉙	㉙
栄養管理加算(3月のみ)	栄養士を活用して給食を実施する取り組みに必要な経費を加算	36	—	㉚
第三者評価受審加算(3月のみ)	第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部を加算	37	㉚	㉛

5 向上支援費

※加算要件の詳細は、事業者向け説明会資料でご確認ください。

〈認定こども園〉

項目名	内容	事業者説明会資料
3歳児職員配置加算(1号)	3歳児保育に対し、配置基準を15:1により実施する場合に加算	58
職員配置加算(2・3号)	横浜市の保育士配置基準を確保し、保育を向上させるための経費	58
職員処遇改善費	勤続年数に応じた職員の昇給確保とキャリアプラン実施のための経費	60
連携施設受託促進加算	地域型保育事業から連携を受諾し、児童の進級先の確保や保育の支援を行うために必要な経費	60
システム化経費助成	請求明細ソフトを用いて請求明細書の作成を行うための事務的経費	61
食育推進助成①	食育の推進と安全・安心な給食提供のために、自園で調理を行う場合の経費	62
食育推進助成②	食育推進等のために栄養士を雇用して自園調理を行うための経費	63
アレルギー児童対応費	食物アレルギー等の児童を安全に保育するための経費	64
産休代替職員費	出産・傷病により長期休暇を必要とする保育士等の職員の代替のための経費	65
障害児等受入加算	障害児などの配慮の必要な子どもを保育・教育するために必要な保育士を加配するための経費	66
医療的ケア対応看護師雇用費	医療的ケアが必要な児童のため、看護師を加配するための経費	67
被虐待児対応費	虐待が疑われる児童を保育・教育するために必要な保育士を加配するための経費	68
看護職雇用加算	障害児保育・教育を実施している施設で、看護職等の職員を雇用している場合の格付け経費	68
外国人児童保育事業助成	外国人児童の処遇向上のため、臨時保育士を雇用するための経費	69
代休代替職員雇用費(2・3号)	年休や代休のローテーション保育士を確保するための経費	70
保育補助者雇用経費	保育補助者を雇用するための経費	72
産休明け保育児童健康診断助成費	産休明け保育児童に対して、定期以外に任意で健康診断を実施するための経費	73
第三者評価受審助成	第三者評価の受審費用を助成するための経費(公定価格加算分に乗せ)	73

収入の試算方法

○公定価格

国作成の試算シートをダウンロードし、定員や加算状況の適否を入力すると、1年間の収入額を試算できます。（1か月分の支給費を試算する際は、3月にしかつかない加算もあることにご注意ください。）

公定価格 試算シート

検索

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/faq/jigyousya.html>

★試算シート入力のポイント

- 横浜市 of 地域区分は、「16/100」です。
- 利用定員は、認可定員など、仮の定員を設定してください。
- 公定価格で使う処遇改善等加算率は、「**基礎分+賃金改善要件分**」です。
（例：平均勤続年数8年の場合、基礎分 10+賃金改善要件分3=13 が加算率。
%に直して「0.13」で算出するのではなく、「13」で計算。）

○向上支援費、延長保育事業費

事業者向け説明会資料で加算要件を満たす項目を確認し、各加算の金額を積算することで試算ができます。（下記の URL からご確認いただけます。）

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/shien-new/jigyosha/>

事業者向け説明会（新制度移行施設・事業向け）>対象：幼稚園または認定こども園>日程 2016/3/18>資料Ⅰ（延長保育事業費）、資料Ⅱ（向上支援費）

公定価格単価表 認定こども園（教育標準時間認定）

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	基本分単価 ⑤		処遇改善等加算 ⑥		副園長・教頭配置加算 ⑦		学級編制調整加配加算 ※1号・2号の利用定員の合計が 36人以上300人以下の場合に加算 ⑧						
				(注)	(注)	処遇改善等 加算	処遇改善等 加算	処遇改善等 加算	処遇改善等 加算							
16/100 地域	15人 まで	1号	4歳以上児	87,110	(94,480)	+	850	(920) × 加算率	+	7,390	+	70 × 加算率	+	29,480	+	290 × 加算率
			3歳児	94,480		+	920	× 加算率								
	16人 から 25人 まで	1号	4歳以上児	53,950	(61,320)	+	520	(590) × 加算率	+	4,430	+	40 × 加算率	+	17,690	+	170 × 加算率
			3歳児	61,320		+	590	× 加算率								
	26人 から 35人 まで	1号	4歳以上児	41,880	(49,250)	+	400	(470) × 加算率	+	3,170	+	30 × 加算率	+	12,630	+	120 × 加算率
			3歳児	49,250		+	470	× 加算率								
	36人 から 45人 まで	1号	4歳以上児	34,910	(42,280)	+	330	(400) × 加算率	+	2,460	+	20 × 加算率	+	9,820	+	90 × 加算率
			3歳児	42,280		+	400	× 加算率								
	46人 から 60人 まで	1号	4歳以上児	30,910	(38,280)	+	290	(360) × 加算率	+	1,840	+	10 × 加算率	+	7,370	+	70 × 加算率
			3歳児	38,280		+	360	× 加算率								
	61人 から 75人 まで	1号	4歳以上児	28,550	(35,920)	+	260	(340) × 加算率	+	1,470	+	10 × 加算率	+	5,890	+	50 × 加算率
			3歳児	35,920		+	340	× 加算率								
	76人 から 90人 まで	1号	4歳以上児	26,940	(34,310)	+	250	(320) × 加算率	+	1,230	+	10 × 加算率	+	4,910	+	40 × 加算率
			3歳児	34,310		+	320	× 加算率								
	91人 から 105人 まで	1号	4歳以上児	26,530	(33,900)	+	240	(320) × 加算率	+	1,050	+	10 × 加算率	+	4,210	+	40 × 加算率
			3歳児	33,900		+	320	× 加算率								
106人 から 120人 まで	1号	4歳以上児	25,610	(32,980)	+	230	(310) × 加算率	+	920	+	9 × 加算率	+	3,680	+	30 × 加算率	
		3歳児	32,980		+	310	× 加算率									
121人 から 135人 まで	1号	4歳以上児	25,500	(32,870)	+	230	(310) × 加算率	+	820	+	8 × 加算率	+	3,270	+	30 × 加算率	
		3歳児	32,870		+	310	× 加算率									
136人 から 150人 まで	1号	4歳以上児	24,860	(32,230)	+	230	(300) × 加算率	+	730	+	7 × 加算率	+	2,940	+	20 × 加算率	
		3歳児	32,230		+	300	× 加算率									
151人 から 180人 まで	1号	4歳以上児	23,890	(31,260)	+	220	(290) × 加算率	+	610	+	6 × 加算率	+	2,450	+	20 × 加算率	
		3歳児	31,260		+	290	× 加算率									
181人 から 210人 まで	1号	4歳以上児	23,170	(30,540)	+	210	(280) × 加算率	+	520	+	5 × 加算率	+	2,100	+	20 × 加算率	
		3歳児	30,540		+	280	× 加算率									
211人 から 240人 まで	1号	4歳以上児	22,650	(30,020)	+	200	(280) × 加算率	+	460	+	4 × 加算率	+	1,840	+	10 × 加算率	
		3歳児	30,020		+	280	× 加算率									
241人 から 270人 まで	1号	4歳以上児	22,250	(29,620)	+	200	(270) × 加算率	+	410	+	4 × 加算率	+	1,630	+	10 × 加算率	
		3歳児	29,620		+	270	× 加算率									
271人 から 300人 まで	1号	4歳以上児	21,920	(29,290)	+	200	(270) × 加算率	+	360	+	3 × 加算率	+	1,470	+	10 × 加算率	
		3歳児	29,290		+	270	× 加算率									
301人 以上	1号	4歳以上児	21,660	(29,030)	+	190	(270) × 加算率	+	330	+	3 × 加算率	+		+		
		3歳児	29,030		+	270	× 加算率									

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	3歳児配置改善加算 ⑤		満3歳児対応加配加算 (3歳児配置改善加算無し) ⑩		満3歳児対応加配加算 (3歳児配置改善加算有り) ⑪		チーム保育加配加算 ※加配1人当たり単価 ⑫				
				処遇改善等 加算	(70×加算率)	処遇改善等 加算	(70×加算率)	処遇改善等 加算	(70×加算率)	処遇改善等 加算	(70×加算率)			
16/100 地域	15人 まで	1号	4歳以上児	+	(7,370)	(70×加算率)					29,480×加配人数	+ 290×加算率×加配人数		
			3歳児	+	7,370	70×加算率	+	51,600	+	510×加算率	+	44,230	+	440×加算率
	16人 から 25人 まで	1号	4歳以上児	+	(7,370)	(70×加算率)					17,690×加配人数	+ 170×加算率×加配人数		
			3歳児	+	7,370	70×加算率	+	51,600	+	510×加算率	+	44,230	+	440×加算率
	26人 から 35人 まで	1号	4歳以上児	+	(7,370)	(70×加算率)					12,630×加配人数	+ 120×加算率×加配人数		
			3歳児	+	7,370	70×加算率	+	51,600	+	510×加算率	+	44,230	+	440×加算率
	36人 から 45人 まで	1号	4歳以上児	+	(7,370)	(70×加算率)					9,820×加配人数	+ 90×加算率×加配人数		
			3歳児	+	7,370	70×加算率	+	51,600	+	510×加算率	+	44,230	+	440×加算率
	46人 から 60人 まで	1号	4歳以上児	+	(7,370)	(70×加算率)					7,370×加配人数	+ 70×加算率×加配人数		
			3歳児	+	7,370	70×加算率	+	51,600	+	510×加算率	+	44,230	+	440×加算率
	61人 から 75人 まで	1号	4歳以上児	+	(7,370)	(70×加算率)					5,890×加配人数	+ 50×加算率×加配人数		
			3歳児	+	7,370	70×加算率	+	51,600	+	510×加算率	+	44,230	+	440×加算率
	76人 から 90人 まで	1号	4歳以上児	+	(7,370)	(70×加算率)					4,910×加配人数	+ 40×加算率×加配人数		
			3歳児	+	7,370	70×加算率	+	51,600	+	510×加算率	+	44,230	+	440×加算率
	81人 から 105人 まで	1号	4歳以上児	+	(7,370)	(70×加算率)					4,210×加配人数	+ 40×加算率×加配人数		
			3歳児	+	7,370	70×加算率	+	51,600	+	510×加算率	+	44,230	+	440×加算率
	106人 から 120人 まで	1号	4歳以上児	+	(7,370)	(70×加算率)					3,680×加配人数	+ 30×加算率×加配人数		
			3歳児	+	7,370	70×加算率	+	51,600	+	510×加算率	+	44,230	+	440×加算率
	121人 から 135人 まで	1号	4歳以上児	+	(7,370)	(70×加算率)					3,270×加配人数	+ 30×加算率×加配人数		
			3歳児	+	7,370	70×加算率	+	51,600	+	510×加算率	+	44,230	+	440×加算率
136人 から 150人 まで	1号	4歳以上児	+	(7,370)	(70×加算率)					2,940×加配人数	+ 20×加算率×加配人数			
		3歳児	+	7,370	70×加算率	+	51,600	+	510×加算率	+	44,230	+	440×加算率	+
151人 から 180人 まで	1号	4歳以上児	+	(7,370)	(70×加算率)					2,450×加配人数	+ 20×加算率×加配人数			
		3歳児	+	7,370	70×加算率	+	51,600	+	510×加算率	+	44,230	+	440×加算率	+
181人 から 210人 まで	1号	4歳以上児	+	(7,370)	(70×加算率)					2,100×加配人数	+ 20×加算率×加配人数			
		3歳児	+	7,370	70×加算率	+	51,600	+	510×加算率	+	44,230	+	440×加算率	+
211人 から 240人 まで	1号	4歳以上児	+	(7,370)	(70×加算率)					1,840×加配人数	+ 10×加算率×加配人数			
		3歳児	+	7,370	70×加算率	+	51,600	+	510×加算率	+	44,230	+	440×加算率	+
241人 から 270人 まで	1号	4歳以上児	+	(7,370)	(70×加算率)					1,630×加配人数	+ 10×加算率×加配人数			
		3歳児	+	7,370	70×加算率	+	51,600	+	510×加算率	+	44,230	+	440×加算率	+
271人 から 300人 まで	1号	4歳以上児	+	(7,370)	(70×加算率)					1,470×加配人数	+ 10×加算率×加配人数			
		3歳児	+	7,370	70×加算率	+	51,600	+	510×加算率	+	44,230	+	440×加算率	+
301人 以上	1号	4歳以上児	+	(7,370)	(70×加算率)					1,340×加配人数	+ 10×加算率×加配人数			
		3歳児	+	7,370	70×加算率	+	51,600	+	510×加算率	+	44,230	+	440×加算率	+

① 地域 区分	② 定員区分	③ 認定 区分	④ 年齢区分	⑫ 通園送迎加算		⑬ 給食実施加算		⑭ 外部監査費 加算 ※認定子ども園全体の利用 定員の区分に応じて加算 ※3月分の単価に加算	
				3,640 +	30×加算率 +	1,360×適当たり実施日数 +	10×適当たり実施日数×加算率		
16/100 地域	15人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	+	3,640 +	30×加算率 +	1,360×適当たり実施日数 +	10×適当たり実施日数×加算率	~ 15人 26,660
	16人 から 25人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	+	2,490 +	20×加算率 +	810×適当たり実施日数 +	8×適当たり実施日数×加算率	16人~ 25人 16,400
	26人 から 35人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	+	2,000 +	20×加算率 +	580×適当たり実施日数 +	5×適当たり実施日数×加算率	26人~ 35人 12,000
	36人 から 45人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	+	1,730 +	10×加算率 +	450×適当たり実施日数 +	4×適当たり実施日数×加算率	36人~ 45人 9,550
	46人 から 60人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	+	1,300 +	10×加算率 +	340×適当たり実施日数 +	3×適当たり実施日数×加算率	46人~ 60人 7,330
	61人 から 75人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	+	1,040 +	10×加算率 +	300×適当たり実施日数 +	3×適当たり実施日数×加算率	61人~ 75人 6,000
	76人 から 90人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	+	860 +	8×加算率 +	270×適当たり実施日数 +	2×適当たり実施日数×加算率	76人~ 90人 5,110
	91人 から 105人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	+	740 +	7×加算率 +	250×適当たり実施日数 +	2×適当たり実施日数×加算率	91人~ 105人 4,570
	106人 から 120人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	+	650 +	6×加算率 +	230×適当たり実施日数 +	2×適当たり実施日数×加算率	106人~ 120人 4,160
	121人 から 135人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	+	570 +	5×加算率 +	220×適当たり実施日数 +	2×適当たり実施日数×加算率	121人~ 135人 3,850
	136人 から 150人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	+	520 +	5×加算率 +	210×適当たり実施日数 +	2×適当たり実施日数×加算率	136人~ 150人 3,600
	151人 から 180人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	+	500 +	5×加算率 +	190×適当たり実施日数 +	1×適当たり実施日数×加算率	151人~ 180人 3,110
	181人 から 210人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	+	500 +	5×加算率 +	170×適当たり実施日数 +	1×適当たり実施日数×加算率	181人~ 210人 2,760
	211人 から 240人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	+	500 +	5×加算率 +	170×適当たり実施日数 +	1×適当たり実施日数×加算率	211人~ 240人 2,500
	241人 から 270人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	+	500 +	5×加算率 +	150×適当たり実施日数 +	1×適当たり実施日数×加算率	241人~ 270人 2,400
	271人 から 300人 まで	1号	4歳以上児 3歳児	+	500 +	5×加算率 +	130×適当たり実施日数 +	1×適当たり実施日数×加算率	271人~ 300人 2,330
301人 以上	1号	4歳以上児 3歳児	+	500 +	5×加算率 +	120×適当たり実施日数 +	1×適当たり実施日数×加算率	301人~ 2,120	

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	主幹教諭等の専任化により子育て支援の取り組みを実施していない場合 ⑤	年齢別配置基準を下回る場合 ⑥	配置基準上求められる職員資格を有しない場合 ⑦	施設長に係る経過措置が適用される場合 ⑧ 処遇改善等加算	定員を恒常的に超過する場合 ⑨
16/100 地域	15人まで	1号	4歳以上児 3歳児	(7,500 +70×加算率)	(29,480 +290×加算率)×人数	(21,510 +210×加算率)×人数	+17,380 + 170×加算率	(⑤~⑧) × 63/100
	16人から25人まで	1号	4歳以上児 3歳児	(4,500 +40×加算率)	(17,690 +170×加算率)×人数	(12,900 +120×加算率)×人数	+10,420 + 100×加算率	(⑤~⑧) × 78/100
	26人から35人まで	1号	4歳以上児 3歳児	(3,210 +30×加算率)	(12,630 +120×加算率)×人数	(9,220 +90×加算率)×人数	+7,440 + 70×加算率	(⑤~⑧) × 83/100
	36人から45人まで	1号	4歳以上児 3歳児	(2,500 +20×加算率)	(9,820 +90×加算率)×人数	(7,170 +70×加算率)×人数	+5,790 + 50×加算率	(⑤~⑧) × 94/100
	46人から60人まで	1号	4歳以上児 3歳児	(1,870 +10×加算率)	(7,370 +70×加算率)×人数	(5,370 +50×加算率)×人数	+4,340 + 40×加算率	(⑤~⑧) × 89/100
	61人から75人まで	1号	4歳以上児 3歳児	(1,500 +10×加算率)	(5,890 +50×加算率)×人数	(4,300 +40×加算率)×人数	+3,470 + 30×加算率	(⑤~⑧) × 92/100
	76人から90人まで	1号	4歳以上児 3歳児	(1,250 +10×加算率)	(4,910 +40×加算率)×人数	(3,580 +30×加算率)×人数	+2,890 + 20×加算率	(⑤~⑧) × 91/100
	91人から105人まで	1号	4歳以上児 3歳児	(1,070 +10×加算率)	(4,210 +40×加算率)×人数	(3,070 +30×加算率)×人数	+2,480 + 20×加算率	(⑤~⑧) × 93/100
	106人から120人まで	1号	4歳以上児 3歳児	(930 +9×加算率)	(3,680 +30×加算率)×人数	(2,680 +20×加算率)×人数	+2,170 + 20×加算率	(⑤~⑧) × 94/100
	121人から135人まで	1号	4歳以上児 3歳児	(830 +8×加算率)	(3,270 +30×加算率)×人数	(2,390 +20×加算率)×人数	+1,930 + 10×加算率	(⑤~⑧) × 95/100
	136人から150人まで	1号	4歳以上児 3歳児	(750 +8×加算率)	(2,940 +20×加算率)×人数	(2,150 +20×加算率)×人数	+1,730 + 10×加算率	(⑤~⑧) × 99/100
	151人から180人まで	1号	4歳以上児 3歳児	(620 +6×加算率)	(2,450 +20×加算率)×人数	(1,790 +10×加算率)×人数	+1,440 + 10×加算率	(⑤~⑧) × 92/100
	181人から210人まで	1号	4歳以上児 3歳児	(530 +5×加算率)	(2,100 +20×加算率)×人数	(1,530 +10×加算率)×人数	+1,240 + 10×加算率	(⑤~⑧) × 95/100
	211人から240人まで	1号	4歳以上児 3歳児	(460 +5×加算率)	(1,840 +10×加算率)×人数	(1,340 +10×加算率)×人数	+1,080 + 10×加算率	(⑤~⑧) × 99/100
241人から270人まで	1号	4歳以上児 3歳児	(410 +4×加算率)	(1,630 +10×加算率)×人数	(1,190 +10×加算率)×人数	+960 + 9×加算率	(⑤~⑧) × 99/100	
271人から300人まで	1号	4歳以上児 3歳児	(370 +4×加算率)	(1,470 +10×加算率)×人数	(1,070 +10×加算率)×人数	+860 + 8×加算率	(⑤~⑧) × 98/100	
301人以上	1号	4歳以上児 3歳児	(340 +3×加算率)	(1,340 +10×加算率)×人数	(970 +10×加算率)×人数	+790 + 7×加算率	(⑤~⑧) × 98/100	

加算部分2

療育支援加算	㉑	基本額	処遇改善等加算	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設
		A (18,280 +)	180×加算率) ÷各月初日の利用子ども数	
		基本額	処遇改善等加算	
		B (12,190 +)	120×加算率) ÷各月初日の利用子ども数	
事務職員雇上費加算	㉒	基本額 (78,020 +)	処遇改善等加算 780×加算率) ÷各月初日の利用子ども数	※認定こども園全体(1号～3号)の利用定員が91人以上の場合に各月初日の利用子どもの単価に加算
指導充実加配加算	㉓	基本額 (82,880 +)	処遇改善等加算 820×加算率) ÷各月初日の利用子ども数	※各月初日の利用子どもの単価に加算
事務負担対応加配加算	㉔	基本額 (69,060 +)	処遇改善等加算 690×加算率) ÷各月初日の利用子ども数	※各月初日の利用子どもの単価に加算
冷暖房費加算	㉕	1 級 地	1,650	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24 年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域 そ の 他 地 域：1 級地から4 級地以外の地域
		4 級 地	1,150	
		2 級 地	1,480	
		3 級 地	1,460	
施設関係者評価加算	㉖	29,710÷3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
除雪費加算	㉗	5,850		※3月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算	㉘	72,730÷3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
施設機能強化推進費加算	㉙	75,000(限度額)÷3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
小学校接続加算	㉚	48,420÷3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
第三者評価受審加算	㉛	75,000÷3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算

(注) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整

公定価格単価表 認定こども園（保育認定）

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育必要量区分 ⑤				処遇改善等加算				3歳児配置改善加算	
				保育標準時間認定		保育短時間認定		保育標準時間認定		保育短時間認定		処遇改善等加算	
				基本分単価 (注1) ⑥		基本分単価 (注1) ⑥		基本分単価 (注1) ⑦		基本分単価 (注1) ⑦		基本分単価 (注1) ⑧	
16/100 地域	10人 まで	2号	4歳以上児	232,230 (239,490)	183,120 (190,380)	+	2,250 (2,320) ×加算率	1,780 (1,830) ×加算率	+	(7,260)	(70×加算率)		
			3歳児	239,490 (293,480)	180,380 (244,370)	+	2,320 (2,830) ×加算率	1,830 (2,340) ×加算率	+	7,260	70×加算率		
	3号	1、2歳児	293,480 (366,090)	244,370 (316,980)	+	2,830 (3,550) ×加算率	2,340 (3,060) ×加算率	+					
		乳児	366,090	316,980	+	3,550 ×加算率	3,060 ×加算率	+					
	11人 から 20人 まで	2号	4歳以上児	127,970 (135,230)	103,410 (110,670)	+	1,210 (1,280) ×加算率	960 (1,030) ×加算率	+	(7,260)	(70×加算率)		
			3歳児	135,230 (189,220)	110,670 (164,660)	+	1,280 (1,790) ×加算率	1,030 (1,540) ×加算率	+	7,260	70×加算率		
	3号	1、2歳児	189,220 (261,830)	164,660 (237,270)	+	1,790 (2,510) ×加算率	1,540 (2,260) ×加算率	+					
		乳児	261,830	237,270	+	2,510 ×加算率	2,260 ×加算率	+					
	21人 から 30人 まで	2号	4歳以上児	93,100 (100,360)	76,730 (83,990)	+	860 (930) ×加算率	700 (770) ×加算率	+	(7,260)	(70×加算率)		
			3歳児	100,360 (154,350)	83,990 (137,980)	+	930 (1,440) ×加算率	770 (1,280) ×加算率	+	7,260	70×加算率		
	3号	1、2歳児	154,350 (226,960)	137,980 (210,590)	+	1,440 (2,160) ×加算率	1,280 (2,000) ×加算率	+					
		乳児	226,960	210,590	+	2,160 ×加算率	2,000 ×加算率	+					
	31人 から 40人 まで	2号	4歳以上児	75,860 (83,120)	63,580 (70,840)	+	690 (760) ×加算率	560 (630) ×加算率	+	(7,260)	(70×加算率)		
			3歳児	83,120 (137,110)	70,840 (124,830)	+	760 (1,270) ×加算率	630 (1,140) ×加算率	+	7,260	70×加算率		
	3号	1、2歳児	137,110 (209,720)	124,830 (197,440)	+	1,270 (1,990) ×加算率	1,140 (1,860) ×加算率	+					
		乳児	209,720	197,440	+	1,990 ×加算率	1,860 ×加算率	+					
	41人 から 50人 まで	2号	4歳以上児	70,750 (78,010)	60,930 (68,190)	+	640 (710) ×加算率	540 (610) ×加算率	+	(7,260)	(70×加算率)		
			3歳児	78,010 (132,000)	68,190 (122,180)	+	710 (1,220) ×加算率	610 (1,120) ×加算率	+	7,260	70×加算率		
	3号	1、2歳児	132,000 (204,610)	122,180 (194,790)	+	1,220 (1,940) ×加算率	1,120 (1,840) ×加算率	+					
		乳児	204,610	194,790	+	1,940 ×加算率	1,840 ×加算率	+					
	51人 から 60人 まで	2号	4歳以上児	62,400 (69,660)	54,210 (61,470)	+	550 (620) ×加算率	470 (540) ×加算率	+	(7,260)	(70×加算率)		
			3歳児	69,660 (123,650)	61,470 (115,460)	+	620 (1,130) ×加算率	540 (1,050) ×加算率	+	7,260	70×加算率		
	3号	1、2歳児	123,650 (186,260)	115,460 (188,070)	+	1,130 (1,850) ×加算率	1,050 (1,770) ×加算率	+					
		乳児	186,260	188,070	+	1,850 ×加算率	1,770 ×加算率	+					
	61人 から 70人 まで	2号	4歳以上児	66,510 (63,770)	49,490 (56,750)	+	490 (560) ×加算率	420 (490) ×加算率	+	(7,260)	(70×加算率)		
			3歳児	63,770 (117,760)	56,750 (110,740)	+	560 (1,070) ×加算率	490 (1,000) ×加算率	+	7,260	70×加算率		
	3号	1、2歳児	117,760 (180,370)	110,740 (183,350)	+	1,070 (1,790) ×加算率	1,000 (1,720) ×加算率	+					
		乳児	180,370	183,350	+	1,790 ×加算率	1,720 ×加算率	+					
	71人 から 80人 まで	2号	4歳以上児	52,150 (59,410)	46,010 (53,270)	+	450 (520) ×加算率	390 (460) ×加算率	+	(7,260)	(70×加算率)		
			3歳児	59,410 (113,400)	53,270 (107,260)	+	520 (1,030) ×加算率	460 (970) ×加算率	+	7,260	70×加算率		
	3号	1、2歳児	113,400 (186,010)	107,260 (179,870)	+	1,030 (1,750) ×加算率	970 (1,690) ×加算率	+					
		乳児	186,010	179,870	+	1,750 ×加算率	1,690 ×加算率	+					
	81人 から 90人 まで	2号	4歳以上児	48,710 (55,970)	43,250 (50,510)	+	420 (490) ×加算率	360 (430) ×加算率	+	(7,260)	(70×加算率)		
			3歳児	55,970 (109,960)	50,510 (104,500)	+	490 (1,000) ×加算率	430 (940) ×加算率	+	7,260	70×加算率		
	3号	1、2歳児	109,960 (182,570)	104,500 (177,110)	+	1,000 (1,720) ×加算率	940 (1,660) ×加算率	+					
		乳児	182,570	177,110	+	1,720 ×加算率	1,660 ×加算率	+					
	91人 から 100人 まで	2号	4歳以上児	42,780 (50,040)	37,860 (45,120)	+	360 (430) ×加算率	310 (380) ×加算率	+	(7,260)	(70×加算率)		
			3歳児	50,040 (104,030)	45,120 (99,110)	+	430 (940) ×加算率	380 (890) ×加算率	+	7,260	70×加算率		
	3号	1、2歳児	104,030 (176,640)	99,110 (171,720)	+	940 (1,660) ×加算率	890 (1,610) ×加算率	+					
		乳児	176,640	171,720	+	1,660 ×加算率	1,610 ×加算率	+					
	101人 から 110人 まで	2号	4歳以上児	40,850 (48,110)	36,390 (43,650)	+	340 (410) ×加算率	290 (360) ×加算率	+	(7,260)	(70×加算率)		
			3歳児	48,110 (102,100)	43,650 (97,640)	+	410 (920) ×加算率	360 (870) ×加算率	+	7,260	70×加算率		
	3号	1、2歳児	102,100 (174,710)	97,640 (170,250)	+	920 (1,640) ×加算率	870 (1,590) ×加算率	+					
		乳児	174,710	170,250	+	1,640 ×加算率	1,590 ×加算率	+					
	111人 から 120人 まで	2号	4歳以上児	39,210 (46,470)	35,120 (42,380)	+	320 (390) ×加算率	280 (350) ×加算率	+	(7,260)	(70×加算率)		
			3歳児	46,470 (100,460)	42,380 (96,370)	+	390 (900) ×加算率	350 (860) ×加算率	+	7,260	70×加算率		
	3号	1、2歳児	100,460 (173,070)	96,370 (168,980)	+	890 (1,620) ×加算率	860 (1,580) ×加算率	+					
		乳児	173,070	168,980	+	1,620 ×加算率	1,580 ×加算率	+					
121人 から 130人 まで	2号	4歳以上児	37,820 (45,080)	34,050 (41,310)	+	310 (380) ×加算率	270 (340) ×加算率	+	(7,260)	(70×加算率)			
		3歳児	45,080 (99,070)	41,310 (95,300)	+	380 (890) ×加算率	340 (850) ×加算率	+	7,260	70×加算率			
3号	1、2歳児	99,070 (171,680)	95,300 (167,910)	+	890 (1,610) ×加算率	850 (1,570) ×加算率	+						
	乳児	171,680	167,910	+	1,610 ×加算率	1,570 ×加算率	+						
131人 から 140人 まで	2号	4歳以上児	36,670 (43,930)	33,160 (40,420)	+	300 (370) ×加算率	260 (330) ×加算率	+	(7,260)	(70×加算率)			
		3歳児	43,930 (97,920)	40,420 (94,410)	+	370 (880) ×加算率	330 (840) ×加算率	+	7,260	70×加算率			
3号	1、2歳児	97,920 (170,530)	94,410 (167,020)	+	880 (1,600) ×加算率	840 (1,560) ×加算率	+						
	乳児	170,530	167,020	+	1,600 ×加算率	1,560 ×加算率	+						
141人 から 150人 まで	2号	4歳以上児	35,640 (42,900)	32,360 (39,620)	+	290 (360) ×加算率	250 (320) ×加算率	+	(7,260)	(70×加算率)			
		3歳児	42,900 (96,890)	39,620 (93,610)	+	360 (870) ×加算率	320 (830) ×加算率	+	7,260	70×加算率			
3号	1、2歳児	96,890 (169,500)	93,610 (166,220)	+	870 (1,590) ×加算率	830 (1,550) ×加算率	+						
	乳児	169,500	166,220	+	1,590 ×加算率	1,550 ×加算率	+						
151人 から 160人 まで	2号	4歳以上児	35,600 (42,860)	32,530 (39,790)	+	280 (350) ×加算率	250 (320) ×加算率	+	(7,260)	(70×加算率)			
		3歳児	42,860 (96,850)	39,790 (93,780)	+	350 (860) ×加算率	320 (830) ×加算率	+	7,260	70×加算率			
3号	1、2歳児	96,850 (169,460)	93,780 (166,390)	+	860 (1,580) ×加算率	830 (1,560) ×加算率	+						
	乳児	169,460	166,390	+	1,580 ×加算率	1,560 ×加算率	+						
161人 から 170人 まで	2号	4歳以上児	34,780 (42,040)	31,890 (39,150)	+	280 (350) ×加算率	250 (320) ×加算率	+	(7,260)	(70×加算率)			
		3歳児	42,040 (96,030)	39,150 (93,140)	+	350 (860) ×加算率	320 (830) ×加算率	+	7,260	70×加算率			
3号	1、2歳児	96,030 (168,640)	93,140 (165,750)	+	860 (1,580) ×加算率	830 (1,550) ×加算率	+						
	乳児	168,640	165,750	+	1,580 ×加算率	1,550 ×加算率	+						
171人 以上	2号	4歳以上児	34,030 (41,290)	31,300 (38,560)	+	270 (340) ×加算率	240 (310) ×加算率	+	(7,260)	(70×加算率)			
		3歳児	41,290 (95,280)	38,560 (92,550)	+	340 (850) ×加算率	310 (820) ×加算率	+	7,260	70×加算率			
3号	1、2歳児	95,280 (167,890)	92,550 (165,160)	+	850 (1,570) ×加算率	820 (1,540) ×加算率	+						
	乳児	167,890	165,160	+	1,570 ×加算率	1,540 ×加算率	+						

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分
①	②	③	④
16/100 地域	10人 まで	2号	4歳以上児 3歳児
		3号	1、2歳児 乳児
	11人 から 20人 まで	2号	4歳以上児 3歳児
		3号	1、2歳児 乳児
	21人 から 30人 まで	2号	4歳以上児 3歳児
		3号	1、2歳児 乳児
	31人 から 40人 まで	2号	4歳以上児 3歳児
		3号	1、2歳児 乳児
	41人 から 50人 まで	2号	4歳以上児 3歳児
		3号	1、2歳児 乳児
	51人 から 60人 まで	2号	4歳以上児 3歳児
		3号	1、2歳児 乳児
	61人 から 70人 まで	2号	4歳以上児 3歳児
		3号	1、2歳児 乳児
	71人 から 80人 まで	2号	4歳以上児 3歳児
		3号	1、2歳児 乳児
	81人 から 90人 まで	2号	4歳以上児 3歳児
		3号	1、2歳児 乳児
	91人 から 100人 まで	2号	4歳以上児 3歳児
		3号	1、2歳児 乳児
	101人 から 110人 まで	2号	4歳以上児 3歳児
		3号	1、2歳児 乳児
	111人 から 120人 まで	2号	4歳以上児 3歳児
		3号	1、2歳児 乳児
121人 から 130人 まで	2号	4歳以上児 3歳児	
	3号	1、2歳児 乳児	
131人 から 140人 まで	2号	4歳以上児 3歳児	
	3号	1、2歳児 乳児	
141人 から 150人 まで	2号	4歳以上児 3歳児	
	3号	1、2歳児 乳児	
151人 から 160人 まで	2号	4歳以上児 3歳児	
	3号	1、2歳児 乳児	
161人 から 170人 まで	2号	4歳以上児 3歳児	
	3号	1、2歳児 乳児	
171人 以上	2号	4歳以上児 3歳児	
	3号	1、2歳児 乳児	

休日保育加算	
処遇改善等加算	
⑤	
休日保育の年間延べ 利用子ども数	休日保育の年間延べ 利用子ども数
～ 210人 248,200	～ 210人 2,480×加算率
211人～ 279人 265,800	211人～ 279人 2,650×加算率
280人～ 349人 301,500	280人～ 349人 3,010×加算率
350人～ 419人 337,100	350人～ 419人 3,370×加算率
420人～ 489人 372,700	420人～ 489人 3,720×加算率
490人～ 559人 408,300	490人～ 559人 4,080×加算率
560人～ 629人 443,900	560人～ 629人 4,430×加算率
630人～ 699人 479,400	630人～ 699人 4,790×加算率
700人～ 769人 515,000	700人～ 769人 5,150×加算率
770人～ 839人 550,600	770人～ 839人 5,500×加算率
840人～ 909人 586,200	840人～ 909人 5,860×加算率
910人～ 979人 621,800	910人～ 979人 6,210×加算率
980人～1,049人 657,400	980人～1,049人 6,570×加算率
1,050人～ 692,900	1,050人～ 6,920×加算率

夜間保育加算	
処遇改善等加算	
⑥	
(注1)	
+	46,210 44,610
+	44,610
+	26,320 24,710
+	24,710
+	19,690 18,080
+	18,080
+	16,370 14,760
+	14,760
+	14,380 12,780
+	12,780
+	13,080 11,450
+	11,450
+	12,110 10,500
+	10,500
+	11,400 9,790
+	9,790
+	10,850 9,240
+	9,240

各月初日の
利用子ども数

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	減価償却費加算				賃借料加算				外部監査費加算 ⑬	1号認定こどもの利用定員を 設定しない場合				
				加算額		機能部分		加算額		機能部分			⑭	処遇改善等加算			
				標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部	標準	都市部						
16/100 地域	10人 まで	2号	4歳以上児 3歳児	A地域	11,900	13,100	8,300	8,300	a地域	30,200	33,600	21,100	21,100	+	21,990	+	220×加算率
		3号	1、2歳児 乳児	B地域	11,300	12,400	7,900	7,900	b地域	16,600	18,500	11,600	11,600				
	11人 から 20人 まで	2号	4歳以上児 3歳児	C地域	10,700	11,800	7,500	7,500	c地域	14,500	16,100	10,100	10,100	+	10,990	+	110×加算率
		3号	1、2歳児 乳児	D地域	10,100	11,200	7,100	7,100	d地域	13,000	14,400	9,100	9,100				
	21人 から 30人 まで	2号	4歳以上児 3歳児	A地域	5,900	6,500	4,100	4,100	a地域	15,100	16,800	10,500	10,500	+	7,330	+	70×加算率
		3号	1、2歳児 乳児	B地域	5,600	6,200	3,900	3,900	b地域	8,300	9,200	5,800	5,800				
	31人 から 40人 まで	2号	4歳以上児 3歳児	C地域	5,300	5,900	3,700	3,700	c地域	7,200	8,000	5,000	5,000	+	5,500	+	50×加算率
		3号	1、2歳児 乳児	D地域	5,000	5,600	3,500	3,500	d地域	6,500	7,200	4,500	4,500				
	41人 から 50人 まで	2号	4歳以上児 3歳児	A地域	4,100	4,500	2,900	2,900	a地域	10,500	11,700	7,300	7,300	+	4,400	+	40×加算率
		3号	1、2歳児 乳児	B地域	3,900	4,300	2,700	2,700	b地域	5,800	6,400	4,000	4,000				
51人 から 60人 まで	2号	4歳以上児 3歳児	C地域	3,800	4,200	2,700	2,700	c地域	5,000	5,600	3,500	3,500	+	3,660	+	40×加算率	
	3号	1、2歳児 乳児	D地域	3,600	4,000	2,500	2,500	d地域	4,500	5,000	3,100	3,100					
61人 から 70人 まで	2号	4歳以上児 3歳児	A地域	3,600	4,000	2,500	2,500	a地域	9,300	10,400	6,500	6,500	+	3,140	+	40×加算率	
	3号	1、2歳児 乳児	B地域	3,400	3,700	2,300	2,300	b地域	5,100	5,700	3,600	3,600					
71人 から 80人 まで	2号	4歳以上児 3歳児	C地域	3,200	3,600	2,200	2,200	c地域	4,500	5,000	3,100	3,100	+	2,750	+	30×加算率	
	3号	1、2歳児 乳児	D地域	3,100	3,400	2,200	2,100	d地域	4,000	4,400	2,800	2,800					
81人 から 90人 まで	2号	4歳以上児 3歳児	A地域	2,700	3,000	1,900	1,900	a地域	7,000	7,800	4,900	4,900	+	2,440	+	20×加算率	
	3号	1、2歳児 乳児	B地域	2,600	2,800	1,800	1,800	b地域	3,800	4,300	2,700	2,700					
91人 から 100人 まで	2号	4歳以上児 3歳児	C地域	2,400	2,700	1,700	1,700	c地域	3,300	3,700	2,300	2,300	+	2,200	+	20×加算率	
	3号	1、2歳児 乳児	D地域	2,300	2,600	1,600	1,600	d地域	3,000	3,300	2,100	2,100					
101人 から 110人 まで	2号	4歳以上児 3歳児	A地域	2,300	2,600	1,600	1,600	a地域	6,000	6,700	4,200	4,200	+	1,830	+	20×加算率	
	3号	1、2歳児 乳児	B地域	2,200	2,400	1,500	1,500	b地域	3,300	3,600	2,300	2,300					
111人 から 120人 まで	2号	4歳以上児 3歳児	C地域	2,100	2,300	1,400	1,400	c地域	2,900	3,200	2,000	2,000	+	1,690	+	10×加算率	
	3号	1、2歳児 乳児	D地域	2,000	2,200	1,400	1,400	d地域	2,500	2,800	1,800	1,800					
121人 から 130人 まで	2号	4歳以上児 3歳児	A地域	2,000	2,300	1,500	1,500	a地域	6,000	6,700	4,200	4,200	+	1,570	+	10×加算率	
	3号	1、2歳児 乳児	B地域	2,000	2,300	1,500	1,500	b地域	3,300	3,600	2,300	2,300					
131人 から 140人 まで	2号	4歳以上児 3歳児	C地域	2,000	2,300	1,500	1,500	c地域	2,900	3,200	2,000	2,000	+	1,460	+	10×加算率	
	3号	1、2歳児 乳児	D地域	2,000	2,300	1,500	1,500	d地域	2,500	2,800	1,800	1,800					
141人 から 150人 まで	2号	4歳以上児 3歳児	A地域	2,000	2,200	1,300	1,300	a地域	5,400	6,000	3,700	3,700	+	1,380	+	20×加算率	
	3号	1、2歳児 乳児	B地域	1,900	2,100	1,300	1,300	b地域	2,800	3,100	1,900	1,900					
151人 から 160人 まで	2号	4歳以上児 3歳児	C地域	1,900	2,100	1,300	1,300	c地域	2,400	2,700	1,700	1,700	+	1,290	+	10×加算率	
	3号	1、2歳児 乳児	D地域	1,800	2,000	1,200	1,200	d地域	2,200	2,400	1,500	1,500					
161人 から 170人 まで	2号	4歳以上児 3歳児	A地域	1,800	2,000	1,300	1,300	a地域	4,600	5,200	3,200	3,200	+	1,220	+	10×加算率	
	3号	1、2歳児 乳児	B地域	1,800	2,000	1,300	1,300	b地域	2,500	2,800	1,800	1,800					
171人 以上	2号	4歳以上児 3歳児	C地域	1,800	2,000	1,300	1,300	c地域	2,200	2,500	1,500	1,500	+	1,220	+	10×加算率	
	3号	1、2歳児 乳児	D地域	1,700	1,900	1,200	1,200	d地域	2,000	2,200	1,400	1,400					

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	分園の場合	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	
16/100 地域	10人 まで	2号	4歳以上児 3歳児	-	-	(⑥+⑦ +⑧+⑩) × 5/100	(12,520 +120×加算率)	(43,560 +430×加算率) ×人数	(27,460 +270×加算率) ×人数	+ 25,380 +	250×加算率	(⑤-⑳) × 62/100
		3号	1、2歳児 乳児			(⑥+⑦ +⑧+⑩) × 5/100	(6,260 +60×加算率)	(21,780 +210×加算率) ×人数	(13,730 +130×加算率) ×人数	+ 12,690 +	120×加算率	(⑤-⑳) × 79/100
	11人 から 20人 まで	2号	4歳以上児 3歳児	-	-	(⑥+⑦ +⑧+⑩) × 6/100	(4,170 +40×加算率)	(14,520 +140×加算率) ×人数	(9,150 +90×加算率) ×人数	+ 8,460 +	80×加算率	(⑤-⑳) × 87/100
		3号	1、2歳児 乳児			(⑥+⑦ +⑧+⑩) × 6/100	(3,130 +30×加算率)	(10,890 +100×加算率) ×人数	(6,860 +60×加算率) ×人数	+ 6,340 +	60×加算率	(⑤-⑳) × 96/100
	21人 から 30人 まで	2号	4歳以上児 3歳児	-	-	(⑥+⑦ +⑧+⑩) × 6/100	(2,500 +20×加算率)	(8,710 +80×加算率) ×人数	(5,490 +50×加算率) ×人数	+ 5,070 +	50×加算率	(⑤-⑳) × 92/100
		3号	1、2歳児 乳児			(⑥+⑦ +⑧+⑩) × 6/100	(2,080 +20×加算率)	(7,260 +70×加算率) ×人数	(4,570 +40×加算率) ×人数	+ 4,230 +	40×加算率	(⑤-⑳) × 90/100
	31人 から 40人 まで	2号	4歳以上児 3歳児	-	-	(⑥+⑦ +⑧+⑩) × 6/100	(1,780 +10×加算率)	(6,220 +60×加算率) ×人数	(3,920 +30×加算率) ×人数	+ 3,620 +	30×加算率	(⑤-⑳) × 92/100
		3号	1、2歳児 乳児			(⑥+⑦ +⑧+⑩) × 6/100	(1,560 +10×加算率)	(5,440 +50×加算率) ×人数	(3,430 +30×加算率) ×人数	+ 3,170 +	30×加算率	(⑤-⑳) × 89/100
	41人 から 50人 まで	2号	4歳以上児 3歳児	-	-	(⑥+⑦ +⑧+⑩) × 6/100	(1,390 +10×加算率)	(4,840 +40×加算率) ×人数	(3,050 +30×加算率) ×人数	+ 2,820 +	20×加算率	(⑤-⑳) × 91/100
		3号	1、2歳児 乳児			(⑥+⑦ +⑧+⑩) × 7/100	(1,250 +10×加算率)	(4,350 +40×加算率) ×人数	(2,740 +20×加算率) ×人数	+ 2,530 +	20×加算率	(⑤-⑳) × 96/100
	51人 から 60人 まで	2号	4歳以上児 3歳児	-	-	(⑥+⑦ +⑧+⑩) × 7/100	(1,130 +10×加算率)	(3,960 +40×加算率) ×人数	(2,490 +20×加算率) ×人数	+ 2,300 +	20×加算率	(⑤-⑳) × 95/100
		3号	1、2歳児 乳児			(⑥+⑦ +⑧+⑩) × 7/100	(1,040 +10×加算率)	(3,630 +30×加算率) ×人数	(2,280 +20×加算率) ×人数	+ 2,110 +	20×加算率	(⑤-⑳) × 96/100
	61人 から 70人 まで	2号	4歳以上児 3歳児	-	-	(⑥+⑦ +⑧+⑩) × 7/100	(960 +10×加算率)	(3,350 +30×加算率) ×人数	(2,110 +20×加算率) ×人数	+ 1,950 +	10×加算率	(⑤-⑳) × 97/100
		3号	1、2歳児 乳児			(⑥+⑦ +⑧+⑩) × 7/100	(890 +9×加算率)	(3,110 +30×加算率) ×人数	(1,960 +20×加算率) ×人数	+ 1,810 +	10×加算率	(⑤-⑳) × 98/100
	71人 から 80人 まで	2号	4歳以上児 3歳児	-	-	(⑥+⑦ +⑧+⑩) × 7/100	(830 +8×加算率)	(2,900 +20×加算率) ×人数	(1,830 +10×加算率) ×人数	+ 1,690 +	10×加算率	(⑤-⑳) × 98/100
		3号	1、2歳児 乳児			(⑥+⑦ +⑧+⑩) × 7/100	(780 +8×加算率)	(2,720 +20×加算率) ×人数	(1,710 +10×加算率) ×人数	+ 1,580 +	10×加算率	(⑤-⑳) × 98/100
	81人 から 90人 まで	2号	4歳以上児 3歳児	-	-	(⑥+⑦ +⑧+⑩) × 7/100	(730 +7×加算率)	(2,560 +20×加算率) ×人数	(1,610 +10×加算率) ×人数	+ 1,490 +	10×加算率	(⑤-⑳) × 99/100
		3号	1、2歳児 乳児			(⑥+⑦ +⑧+⑩) × 7/100	(680 +7×加算率)	(2,420 +20×加算率) ×人数	(1,520 +10×加算率) ×人数	+ 1,410 +	10×加算率	(⑤-⑳) × 99/100
	91人 から 100人 まで	2号	4歳以上児 3歳児	-	-	(⑥+⑦ +⑧+⑩) × 7/100	(680 +7×加算率)	(2,420 +20×加算率) ×人数	(1,520 +10×加算率) ×人数	+ 1,410 +	10×加算率	(⑤-⑳) × 99/100
		3号	1、2歳児 乳児			(⑥+⑦ +⑧+⑩) × 7/100	(680 +7×加算率)	(2,420 +20×加算率) ×人数	(1,520 +10×加算率) ×人数	+ 1,410 +	10×加算率	(⑤-⑳) × 99/100
101人 から 110人 まで	2号	4歳以上児 3歳児	-	-	(⑥+⑦ +⑧+⑩) × 7/100	(680 +7×加算率)	(2,420 +20×加算率) ×人数	(1,520 +10×加算率) ×人数	+ 1,410 +	10×加算率	(⑤-⑳) × 99/100	
	3号	1、2歳児 乳児			(⑥+⑦ +⑧+⑩) × 7/100	(680 +7×加算率)	(2,420 +20×加算率) ×人数	(1,520 +10×加算率) ×人数	+ 1,410 +	10×加算率	(⑤-⑳) × 99/100	
111人 から 120人 まで	2号	4歳以上児 3歳児	-	-	(⑥+⑦ +⑧+⑩) × 7/100	(680 +7×加算率)	(2,420 +20×加算率) ×人数	(1,520 +10×加算率) ×人数	+ 1,410 +	10×加算率	(⑤-⑳) × 99/100	
	3号	1、2歳児 乳児			(⑥+⑦ +⑧+⑩) × 7/100	(680 +7×加算率)	(2,420 +20×加算率) ×人数	(1,520 +10×加算率) ×人数	+ 1,410 +	10×加算率	(⑤-⑳) × 99/100	
121人 から 130人 まで	2号	4歳以上児 3歳児	-	-	(⑥+⑦ +⑧+⑩) × 7/100	(680 +7×加算率)	(2,420 +20×加算率) ×人数	(1,520 +10×加算率) ×人数	+ 1,410 +	10×加算率	(⑤-⑳) × 99/100	
	3号	1、2歳児 乳児			(⑥+⑦ +⑧+⑩) × 7/100	(680 +7×加算率)	(2,420 +20×加算率) ×人数	(1,520 +10×加算率) ×人数	+ 1,410 +	10×加算率	(⑤-⑳) × 99/100	
131人 から 140人 まで	2号	4歳以上児 3歳児	-	-	(⑥+⑦ +⑧+⑩) × 7/100	(680 +7×加算率)	(2,420 +20×加算率) ×人数	(1,520 +10×加算率) ×人数	+ 1,410 +	10×加算率	(⑤-⑳) × 99/100	
	3号	1、2歳児 乳児			(⑥+⑦ +⑧+⑩) × 7/100	(680 +7×加算率)	(2,420 +20×加算率) ×人数	(1,520 +10×加算率) ×人数	+ 1,410 +	10×加算率	(⑤-⑳) × 99/100	
141人 から 150人 まで	2号	4歳以上児 3歳児	-	-	(⑥+⑦ +⑧+⑩) × 7/100	(680 +7×加算率)	(2,420 +20×加算率) ×人数	(1,520 +10×加算率) ×人数	+ 1,410 +	10×加算率	(⑤-⑳) × 99/100	
	3号	1、2歳児 乳児			(⑥+⑦ +⑧+⑩) × 7/100	(680 +7×加算率)	(2,420 +20×加算率) ×人数	(1,520 +10×加算率) ×人数	+ 1,410 +	10×加算率	(⑤-⑳) × 99/100	
151人 から 160人 まで	2号	4歳以上児 3歳児	-	-	(⑥+⑦ +⑧+⑩) × 7/100	(680 +7×加算率)	(2,420 +20×加算率) ×人数	(1,520 +10×加算率) ×人数	+ 1,410 +	10×加算率	(⑤-⑳) × 99/100	
	3号	1、2歳児 乳児			(⑥+⑦ +⑧+⑩) × 7/100	(680 +7×加算率)	(2,420 +20×加算率) ×人数	(1,520 +10×加算率) ×人数	+ 1,410 +	10×加算率	(⑤-⑳) × 99/100	
161人 から 170人 まで	2号	4歳以上児 3歳児	-	-	(⑥+⑦ +⑧+⑩) × 7/100	(680 +7×加算率)	(2,420 +20×加算率) ×人数	(1,520 +10×加算率) ×人数	+ 1,410 +	10×加算率	(⑤-⑳) × 99/100	
	3号	1、2歳児 乳児			(⑥+⑦ +⑧+⑩) × 7/100	(680 +7×加算率)	(2,420 +20×加算率) ×人数	(1,520 +10×加算率) ×人数	+ 1,410 +	10×加算率	(⑤-⑳) × 99/100	
171人 以上	2号	4歳以上児 3歳児	-	-	(⑥+⑦ +⑧+⑩) × 7/100	(680 +7×加算率)	(2,420 +20×加算率) ×人数	(1,520 +10×加算率) ×人数	+ 1,410 +	10×加算率	(⑤-⑳) × 99/100	
	3号	1、2歳児 乳児			(⑥+⑦ +⑧+⑩) × 7/100	(680 +7×加算率)	(2,420 +20×加算率) ×人数	(1,520 +10×加算率) ×人数	+ 1,410 +	10×加算率	(⑤-⑳) × 99/100	

加算部分2

療育支援加算 ^(注2)	㉒	基本額 A (24,930 +)	処遇改善等加算 240×加算率)	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B：それ以外の障害児受入施設
		÷各月初日の利用子ども数		
冷暖房費加算	㉓	1 級 地 1,650	4 級 地 1,150	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に掲げる地域 そ の 他 地 域：1 級地から4 級地以外の地域
		2 級 地 1,480	そ の 他 地 域 110	
		3 級 地 1,460		
施設関係者評価加算 ^(注2)	㉔	29,710÷3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
除雪費加算	㉕	5,850		※3月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算 ^(注2)	㉖	72,730÷3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
入所児童処遇特別加算	㉗	400時間以上 800時間未満	448,000 ÷3月初日の利用子ども数	※加算額は、高齢者等の年間総雇用時間数を基に区分 ※3月初日の利用子どもの単価に加算
		800時間以上1200時間未満	746,000 ÷3月初日の利用子ども数	
		1200時間以上	1,045,000 ÷3月初日の利用子ども数	
施設機能強化推進費加算 ^(注2)	㉘	75,000（限度額）÷3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
小学校接続加算 ^(注2)	㉙	48,420÷3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
栄養管理加算	㉚	120,000÷3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算
第三者評価受審加算 ^(注2)	㉛	75,000÷3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算

（注）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整

（注2）1号認定子どもの利用定員を設定しない場合、それぞれの額に「2」を乗じて算定

幼保連携型認定こども園の整備補助等について

幼保連携型認定こども園の認可を受けることを目的とした施設整備及び改修等を行う場合に、必要な経費の一部を予算の範囲内で補助金として交付し、幼保連携型認定こども園への移行支援を進めています。

➤ 建設費等補助金交付事業

既に幼稚園を運営している学校法人が、幼保連携型認定こども園の認可を受けることを目的とした施設整備を行う際、定員規模などに応じて、建設等に必要な費用の一部を補助金として交付する事業。

➤ 内装整備費補助金交付事業

既に幼稚園を運営している学校法人が、幼保連携型認定こども園の認可を受けることを目的とした施設整備を行う際、保育を必要とする子どもの定員増などに応じて、既存園舎の改修等に必要な費用の一部を補助金として交付する事業。

➤ 自主財源整備事業

補助金の交付を受けずに、幼保連携型認定こども園の認可を受けるための整備を行う事業。

1 補助金交付の概要

	建設費等補助金	内装整備費補助金
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築費 ・ 工事事務費 ・ 備品費 ・ 大型遊具費 ・ 仮設園舎賃借料 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事費 ・ 工事事務費 ・ 備品費 ・ 大型遊具費
補助率	補助基準額の 3/4	補助基準額の 3/4
補助上限額	補助基準額の 3/4	整備に伴い増加する保育を必要とする子どもの定員数に応じる 90人以上；6,000万（8,000万×3/4） 50～90；4,500万（6,000万×3/4） 50人未満；6,000万×（定員数／50人）×3/4

【参考】建設費補助：認定こども園整備の概算事業費例（別紙）

2 事業募集スケジュールについて

平成 29 年度開所の幼保連携型認定こども園内装費補助事業及び自主整備事業の募集について、6 月～7 月ごろの実施を予定しております。実施が決まり次第、各園にダイレクトメールでお知らせいたします。

3 幼稚園型認定こども園への移行手続きについて

幼稚園型認定こども園へ移行を希望する場合、事前協議書の提出が必要となります。

平成 29 年度以降に向けた申請の受付は 6 月～7 月ごろを予定しております。実施が決まり次第、各園にダイレクトメールでお知らせいたします。

4 個別相談会への参加について

認定こども園への移行をお考えの園は、必ず個別相談会にお越しください。

【個別相談会実施期間】

平成 28 年 5 月 26 日(木)～6 月 30 日(木)

【問合せ先】

こども青少年局こども施設整備課

TEL : 671-2047

FAX : 663-1925

【建設費補助】幼保連携型認定こども園整備の概算事業費例 増築(20人増定員分)

※事業計画の目安としていただくためのものであり、補助金や貸付金の有無及び金額を約束するものではありません。

1 前提条件（施設規模等）

(1) 延べ面積	400 m ²	
(2) 構造	鉄骨造等、2階建	
(3) 増定員	3号20人	

2 建設事業費概算

(1) 用地費	(自己所有地)	
(2) 建築費	@420千円×400m ² (造成費は除く)	= 168,000千円
(3) 杭工事費	(建築単価はあくまで想定です。実際とは異なることがあります。)	= 8,000千円
(4) 昇降機設備費		= 6,000千円
(5) 設計費	(設計、地質調査等)	= 10,000千円
(6) 初度設備費	(こども園開設に必要な備品・消耗品・大型遊具)	= 3,000千円
(7) 事務費	(工事監理費を含む)	= 3,000千円
合計		198,000千円

3 横浜市補助金概算（予定金額…補助単価は平成27年度分）

(1) 建築費	主体工事費：217,100円×258.0m ² －① 杭工事費：8,000千円－② 昇降機設備費：6,000千円－③ 工事事務費：(①+②+③)×2.6%<3,000千円	} ×3/4 ≒ 53,874千円
(2) 初度設備費	(32,000円×20人)×3/4	} > 3,000千円 = 3,000千円
(3) 大型遊具費	(1品10万円以上の遊具) 3,500千円×3/4	
合計		56,874千円

4 借入金(借入先との協議により借入が可能な場合の例)

(1) ○○事業団		20,000千円
(2) ○○銀行		10,000千円
合計		30,000千円

5 自己資金(設置者負担金)

自己資金 = 建設事業費 - (補助金 + 借入金) 【建設費、地質調査等は、補助金等の交付前に執行が必要です。】	111,126千円
--	-----------

6 資金計画表

事業費	財源内訳
工事費	補助金
182,000千円	56,874千円
設計費	借入金
10,000千円	○○事業団 20,000千円
初度設備費	○○銀行 10,000千円
3,000千円	自己資金
事務費(工事監理費を含む)	111,126千円
3,000千円	合計
合計 198,000千円	198,000千円

7 事業費の負担割合

	補助金	設置者負担金	合計
金額	56,874千円	141,126千円	198,000千円
割合	28.7%	71.3%	100.0%

※設置者負担金は、建設事業費の自己資金111,126千円と借入額の30,000千円とを加えた額

支給認定・利用調整事務 について

横浜市こども青少年局
保育・教育運営課支給認定・利用調整担当

1 新制度における手続きのポイント

(1) 支給認定について

利用者は、利用にあたって、教育・保育の必要性に応じた支給認定を受ける必要があります。

(2) 利用決定について

「2号認定」「3号認定」の場合、保護者は区役所に施設利用希望の申込みを行い、区役所による保育の必要度に応じた利用調整を経た上で、園と保護者の間で利用契約を結ぶこととなります

(1) 支給認定について

利用者は、利用にあたって、教育・保育の必要性に応じた支給認定を受ける必要があります。支給認定は3つの区分があります。

横浜市は、利用者からの申請に基づき、支給認定証を発行します。

<支給認定区分>

年齢	保育の必要性	支給認定区分	利用できる施設・事業
満3歳以上	なし	1号認定 <教育標準時間>	幼稚園、 認定こども園（幼稚園部分）
満3歳以上	あり	2号認定 <保育標準時間/ 保育短時間>	保育所、 認定こども園（保育所部分）
満3歳未満	あり	3号認定 <保育標準時間/ 保育短時間>	保育所、認定こども園（保育所部分） 家庭的保育事業、小規模保育事業、 事業所内保育事業など



利用者は、3つの区分のいずれかの認定を受けることになります。

<保育の必要量に応じた区分>

2号認定または3号認定を受ける方は、保育の必要量に応じて更に「保育標準時間」または「保育短時間」に区分されます。

保育標準時間

1日11時間の枠の中で、必要とする保育を利用

保育短時間

1日8時間の枠の中で、必要とする保育を利用

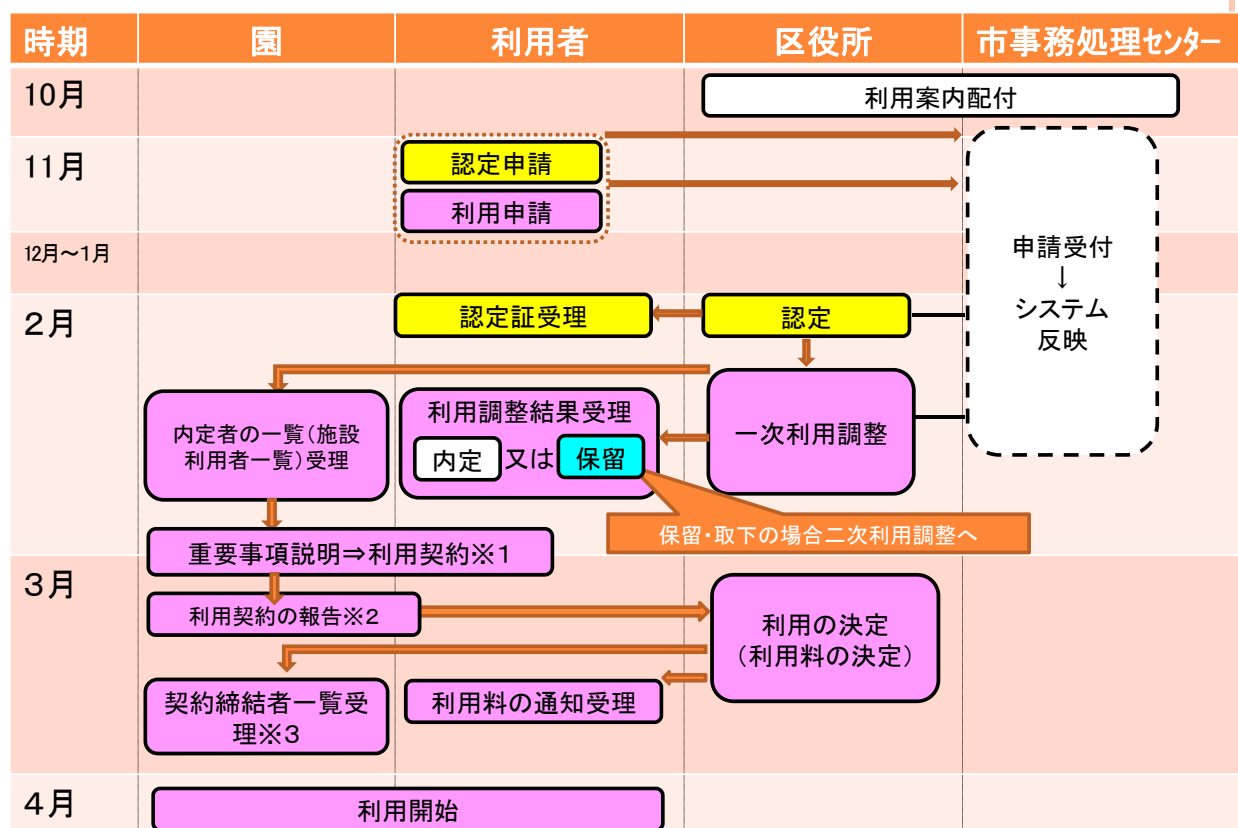
※保育の必要量は、就労等保育を必要とする利用者の状況から判断されます。

(2) 利用決定について

「1号認定」の場合と「2号認定」「3号認定」の場合で、利用決定までの手続きが異なります。

「2号認定」「3号認定」の場合、保護者は区役所に施設利用希望の申込みを行い、区役所による保育の必要量に応じた利用調整を経た上で、園と保護者の間で利用契約を結ぶこととなります。

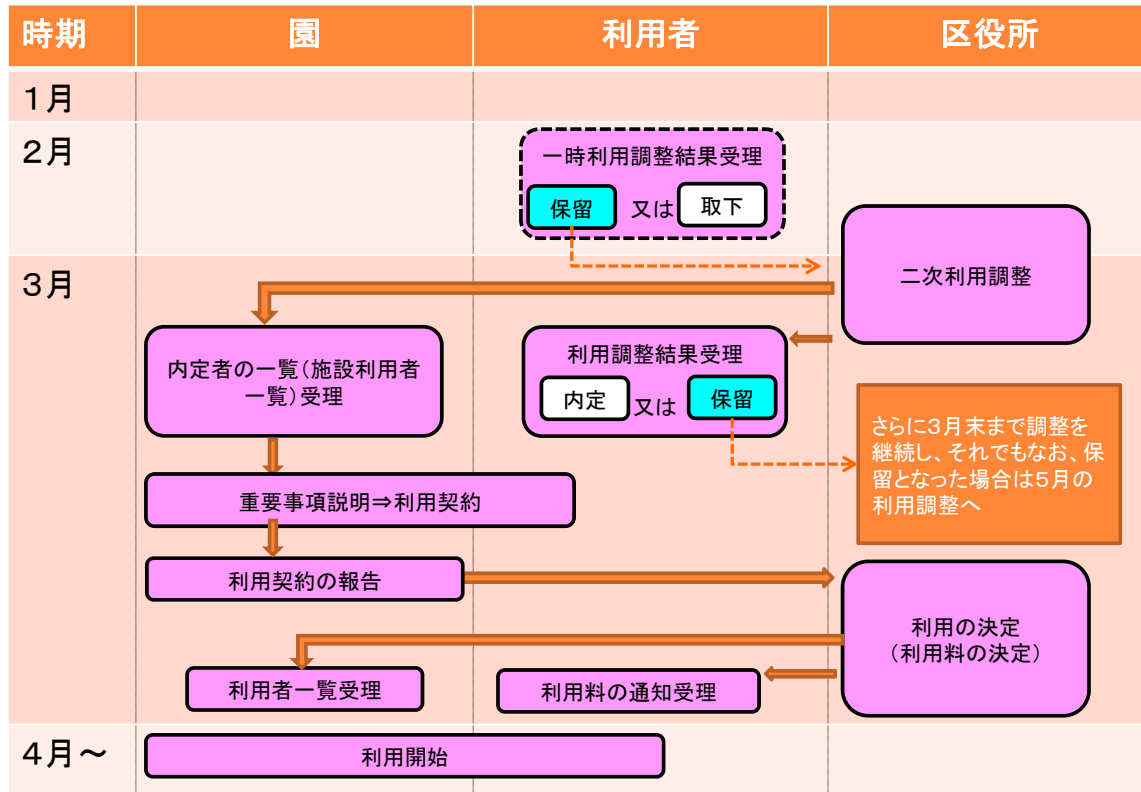
2 平成29年4月利用(新規)に関する日程について(予定)



【説明】

番号	項目	説明
※1	利用契約	認定証の提示を受け、施設利用者一覧を確認の上、利用契約を締結します。
※2	利用契約の報告	施設利用者一覧を加除修正して契約者一覧を作成し、施設所在区役所こども家庭支援課に提出します。
※3	契約締結者一覧受領	契約締結者一覧には、各利用者の利用料が記載されています。

2 平成29年4月利用(新規)に関する日程について(予定) 2次利用調整



3 在園児の手続きについて

在園児童一特例措置一市内児童

1 取扱い

幼稚園の在園児が新制度移行をまたいで継続利用する場合、横浜市私立幼稚園等預かり保育事業をご利用いただいている保護者のうち、認定こども園の保育所部分への利用を希望される場合は、継続して利用できるよう特例を設けます。

	対応
○新制度移行前年時点の在園児のうち、預かり保育利用者が、移行に伴い2号認定子どもとして継続利用を申請した場合	2号定員枠で継続利用

在園児童—特例措置—市内児童

2 特例を設ける条件

(1) 利用枠の確保

希望者全員を卒園まで受け入れることができる入所枠を確保すること

(2) 基準日・条件

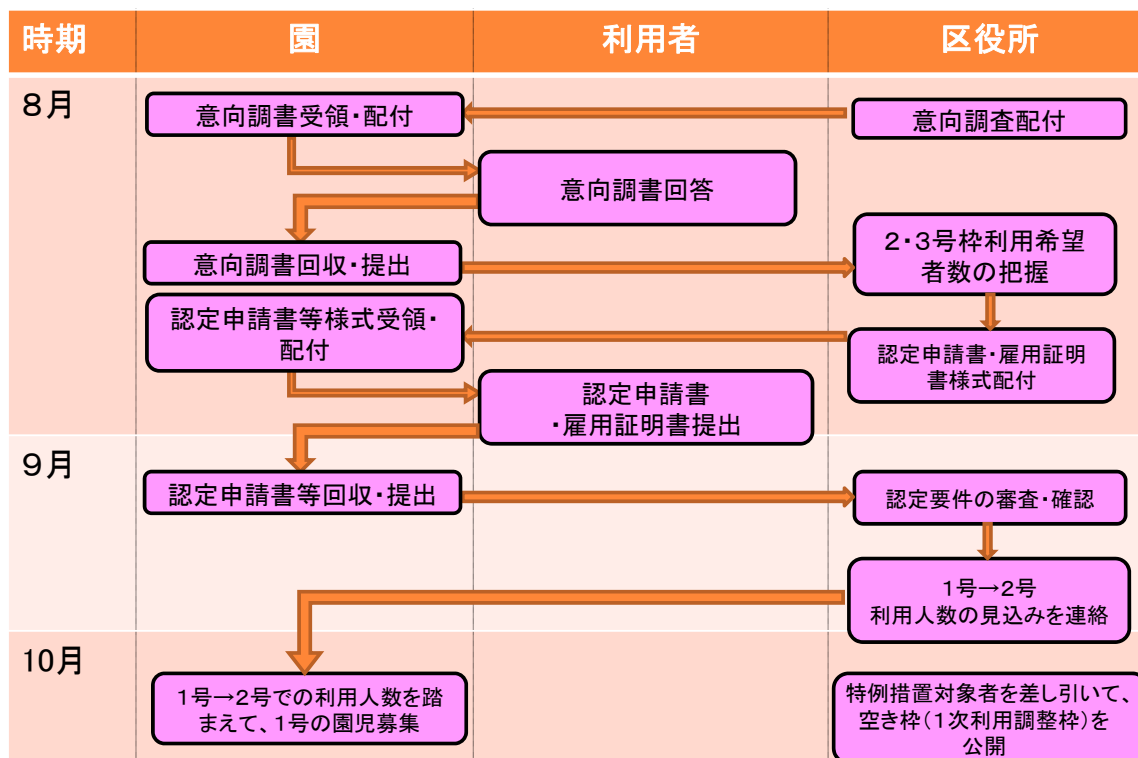
- ・ 移行前年の9月30日（基準日）に保育所入所要件を満たす預かり保育利用者
- ・ 基準日から翌年3月31日まで継続して在園かつ預かり保育を利用し、4月以降も在園の予定である。（他園との併願や転園は希望しない）

※基準日以降の預かり保育新規利用者、3月31日までの退園予定者は通常の利用調整となります。

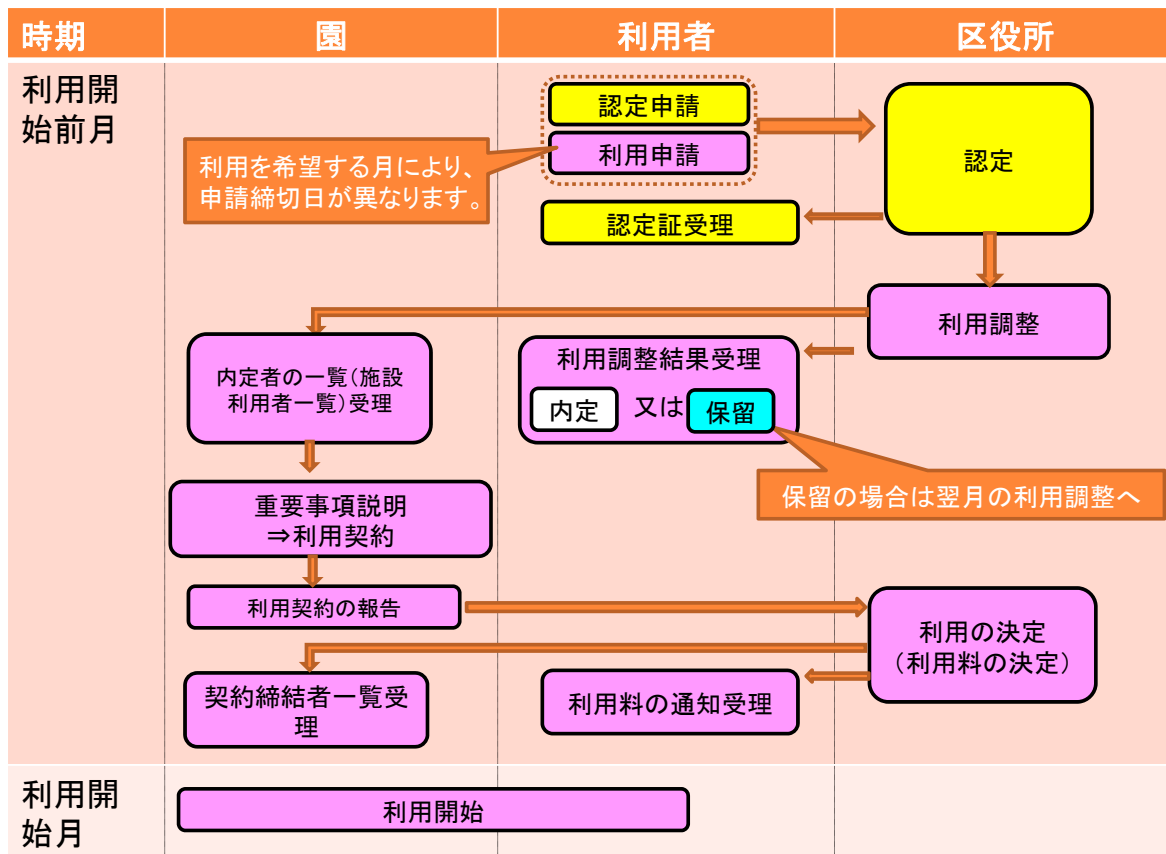
3 その他

幼稚園利用者のうち、1号+預かり保育での利用を希望した場合や保育所の入所要件を満たさない場合は、他の在園児とともに継続利用手続きを行います。

スケジュール



4 毎月の新規申込みについて



5 市外に居住する児童（市外児童）の場合について

※スケジュールは、該当市町村にご確認ください。

- ①利用者（保護者）は居住の市町村に支給認定申請及び利用申請を行います。
- ②利用者は、横浜市の設定する締切日までに居住の市町村を通じて、手続きを行います。
- ③園と利用者の中で契約締結します。
- ④居住の市町村から、利用料のお知らせ等が届きます。

6 応諾義務について

保護者から正式の利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならないとされています。

正当な理由

- ①定員に空きがない場合
 - ②定員を上回る利用の申込みがあった場合
 - ③その他特別な事情がある場合
- を基本とします。

◎特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）

（利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第6条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

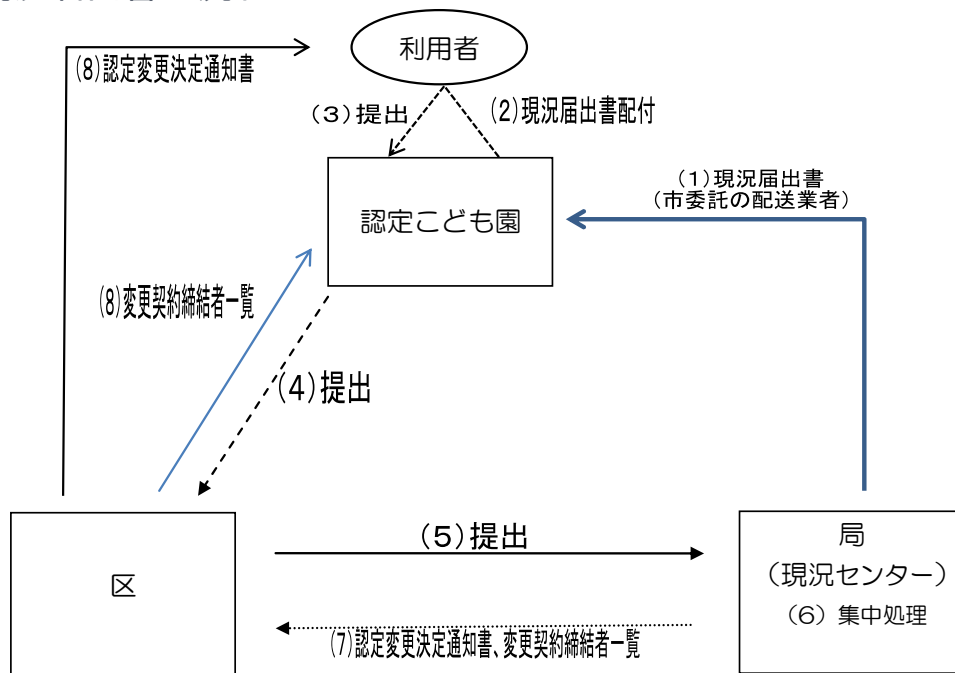
7 現況確認について

子ども・子育て支援制度では、保育園等を利用している方（2・3号認定）に対して、保育を必要とする事由や状況に引き続き該当していることの確認を行う必要があり、年1回利用者に現況届出書及び拳証証明の提出を求めています（この確認を「現況確認」といいます）。

また、提出いただいた書類は、9月から翌年8月までの利用料を確定するためにも必要です。

現況届出書の利用者への配付・回収にあたっては、園を通じて行っています。

<現況届出書の流れ>



<スケジュール（平成27年度の場合）>

4月下旬 園を通じて利用者に現況届出書を配付	8月下旬 利用者に認定変更決定通知書、園に変更契約締結者一覧を送付
5月下旬 利用者が園に現況届出書等を提出	9月1日 利用料変更
6月上旬 園が区役所に現況届出書等を提出	

<支給認定・利用調整に関するお問い合わせ>

こども青少年局保育・教育運営課支給認定・利用調整担当

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

電話 045-671-3990

**連携施設として確保した進級先に
地域型保育事業の卒園児が進級する仕組みについて**

- どの児童をどの進級先へ進級させるか。また、その決定者は誰か。
→ **幼稚園、認定こども園（教育利用）・・・幼稚園・認定こども園代表者
保育所等・・・横浜市各区福祉保健センター長**
- 選考基準
→ **幼稚園、認定こども園（教育利用）・・・幼稚園・認定こども園の選考基準
保育所等・・・横浜市利用調整基準**
- いつまでに決定するのか。
→ **平成 29 年 4 月の入園・利用に向けた選考前に決定**

1 連携施設について

地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業（地域枠））は、連携施設を確保する必要があります。

連携施設は、①保育内容の支援、②必要に応じた代替保育の提供、③卒園児の進級先の確保の3点を担います。

ただし、③卒園児の進級先の確保については、経過措置を設けており、平成31年度までに体制を整備することとしています。

2 連携先への進級に当たり進級先が確保できない場合

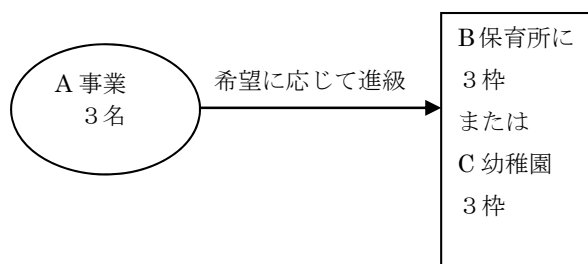
上記③卒園児の進級先の確保について、卒園児を連携先へ進級させる際、すべての保護者の希望に応じた連携枠を確保できない場合があります。

その場合、

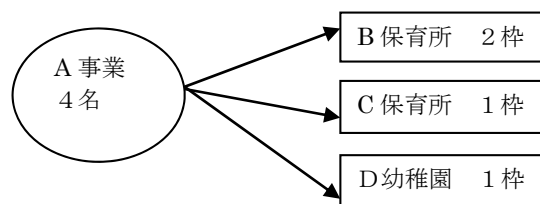
- | | | |
|---|---|-------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) どの児童をどの進級先へ進級させるか (2) 上記（1）の決定者は誰か (3) 具体的な運用について | } | これらの仕組みについて説明します。 |
|---|---|-------------------|

■具体的なケース

例1) A事業の進級希望者3名が、連携先のB保育所に3枠またはC幼稚園に3枠の場合

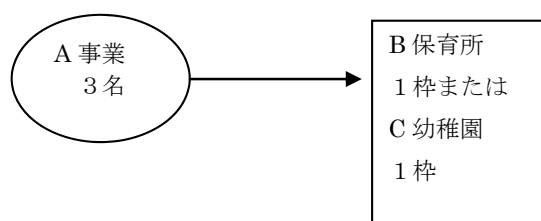


例2) A事業の進級希望者4名が、連携先のB保育所に2枠、C保育所、D幼稚園に1枠ある場合



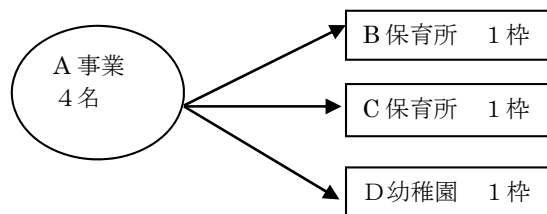
【進級先を調整することが必要】
どの児童がどの園に進級するか

例3) A事業の進級希望者3名が、連携先のB保育所に1枠またはC幼稚園に1枠の場合



【進級先を調整することが必要】
どの児童が進級するか

例4) A事業の進級希望者4名が、連携先のB保育所、C保育所、D幼稚園にそれぞれ1枠ある場合



【進級先を調整することが必要】
どの児童がどの園に進級するか

3 仕組み

(1) 決定者

幼稚園、認定こども園（教育利用）・・・幼稚園・認定こども園代表者とします。
保育所等・・・横浜市各区福祉保健センター長とします。

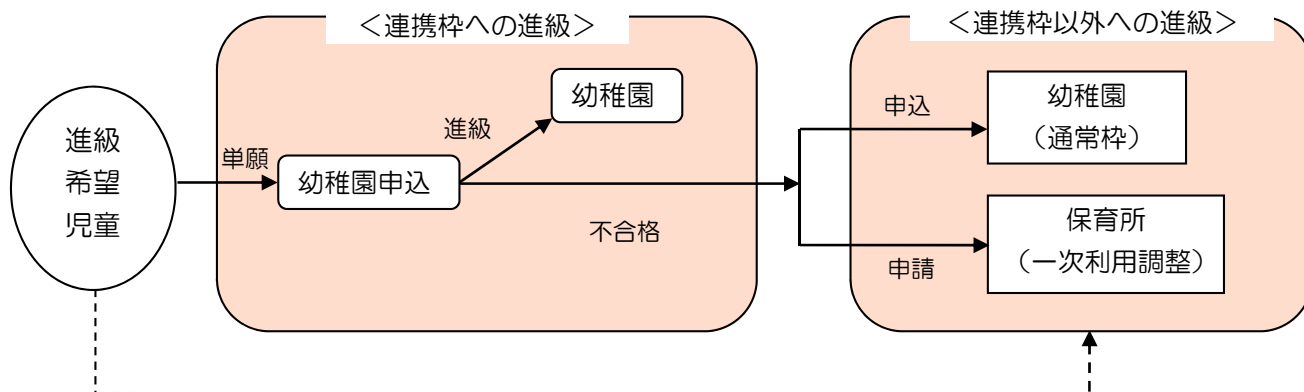
(2) 選考基準について

幼稚園、認定こども園（教育利用）・・・幼稚園・認定こども園の選考基準
保育所等・・・横浜市利用調整基準

4 決定の流れについて

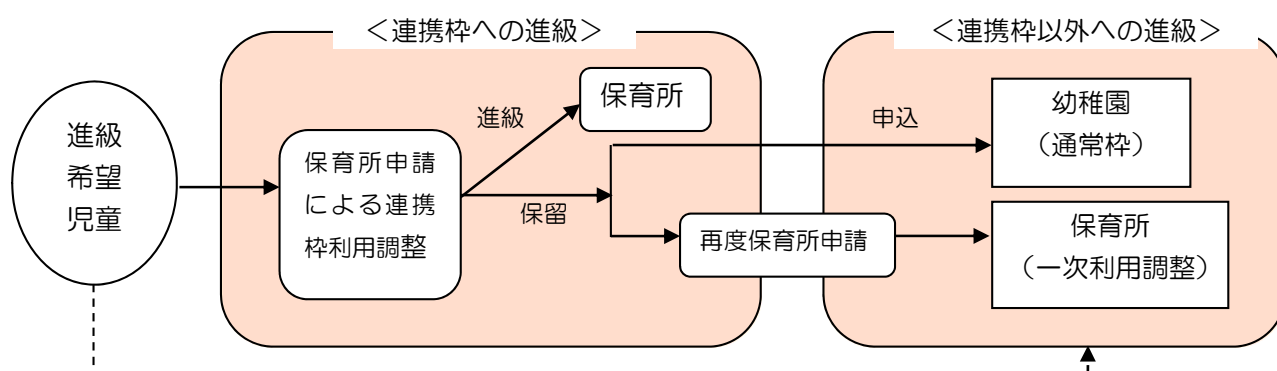
- ※1 本項以降、図の「幼稚園」には「認定こども園（教育利用）」を、「保育所」には「認定こども園（保育利用）」をそれぞれ含みます。
- ※2 本項以降の「区役所」は、園の所在区の区役所こども家庭支援課を指します。
- ※3 図の点線矢印は、連携施設を希望されない方の動きを示します。

(1) 幼稚園に連携枠を持つ場合



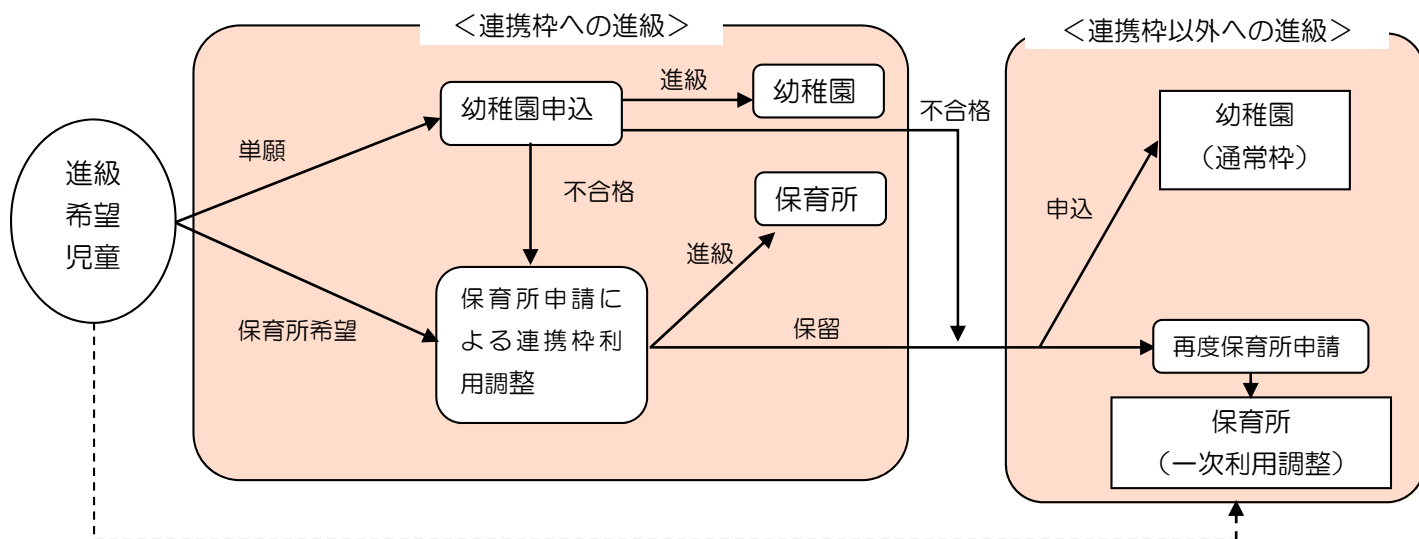
- ①保護者は、幼稚園（連携枠）へ申し込みます。
幼稚園への申込は単願とします。
 - ②幼稚園が連携枠の利用者を選考します。
 - ③幼稚園（連携枠）に決まった場合は、決定となります。
幼稚園（連携枠）に不合格となった場合は、幼稚園（通常枠）または保育所（一次利用調整）への希望を選択します。
- ※ 連携先の代表者（幼稚園）は、決定者を区役所に報告をします。
- ※ 連携枠の利用を希望しない又は幼稚園（連携枠）に不合格になった方が保育所（一次利用調整）を申請する場合は保護者ご自身で申し込みます。

(2) 保育所に連携枠を持つ場合



- ①保護者は、保育所（連携枠）への利用申請を行います。園経由で区役所に申請書類を提出します。
 - ②区役所は保育所（連携枠）の利用調整を行います。
 - ③利用調整の結果、保育所に決まった場合は、以降の利用調整は行なわれず、進級となります。
保留となった場合は、保護者は、幼稚園（通常枠）または保育所（一次利用調整）への希望を選択します。一次利用調整を申請する場合には、再度申請が必要です。
- ※ 連携枠の利用を希望しない方が、保育所（一次利用調整）を申請する場合は、保護者ご自身で申請します。

(3) 幼稚園と保育所両方に連携枠を持つ場合



- ①保護者は、幼稚園（連携枠）への進級を希望するか選択します。
幼稚園への申請は単願とします。
- ②幼稚園が連携枠の利用者を選考します。
- ③幼稚園（連携枠）に決まった場合は、以降の利用調整は行われず、決定となります。
幼稚園（連携枠）に不合格となった場合は、保育所（連携枠）または幼稚園（通常枠）または保育所（一次利用調整）への希望を選択します。
※ 連携先の代表者（幼稚園）は、決定者を区役所に報告をします。
- ④区役所は保育所（連携枠）の利用調整を行います。
利用調整の結果、保育所に決まった場合は、以降の利用調整は行われず、進級となります。
保留となった場合は、保護者は、幼稚園（通常枠）または保育所（一次利用調整）への希望を選択します。

(1) ～ (3) の場合において、保育所（一次利用調整）の対象となった場合は、横浜市支給認定及び利用調整基準において、1ランク引き上げ・調整指数+5での利用調整となります。

5 対象児童

- (1) 対象施設・事業として、地域型保育事業を利用して当該年度末に卒園となる児童
- (2) 在籍基準日：9月30日
在籍基準日に在籍した児童のみを対象とします。在籍基準日の前日に退所した児童や、在籍基準日の翌日に新規で入所した児童は対象となりません。また、翌年3月31日まで退所しないことが条件です。
- (3) 市外児童を含みます。
- (4) 平成29年4月1日以降、育児休業で利用する児童も含みます。
産前産後休暇・育児休業取得前の直近6か月の就労実績で利用調整を行います。
※ 4月から引き続き育児休業を要件とする保育を受けられます。
※ 3歳未満の児童が育児休業を要件とする保育を希望する際の条件となっている「保育所に4か月以上通っていること」について、4か月の算定に、地域型保育事業の利用期間を加えます。

6 対象にならない児童

- (1) 在籍基準日の前日までに退所した児童、又は、翌日以降に利用を開始した児童
- (2) 在籍基準日以降において、翌年3月31日までに退所する児童
- (3) 在籍基準日に一時保育として利用している児童

※ 在籍基準日前において、連携枠への進級を希望しないことを確認した児童や、在籍基準日以降に入所した児童については、連携枠への進級ができません。翌年度以降も保育が必要な場合には、保護者ご自身が居住区へ利用申請し、利用調整が必要となります。連携先への進級ができないことを書面等によって契約時等にご確認いただくようお願いします。

7 辞退の場合

(1) 内定辞退（2号の場合は、連携枠の利用調整期間の開始後も同様）

① 内定辞退者の取扱い

原則として内定辞退は認められません。

連携枠の内定を辞退した方が保育所の利用申請を行う場合は、通常の一次利用調整の辞退者と同様、原則5月1日以降の利用となります。

なお、幼稚園・認定こども園（教育利用）の通常枠の申込については、幼稚園・認定こども園代表者の判断によります。

② 連携枠の取扱い

(ア) 2号部分について

一次利用調整期間の前に辞退者が出た場合、空いた連携枠については、当該連携枠の利用調整における保留者の中で、最も優先順位の高い児童を繰り上げて利用調整します。その児童が他の連携枠に決定している場合は、当該連携枠の利用調整における保留者の中で、最も優先順位の高い児童を繰り上げます（以下、同様に繰り返します）。

最終的に空いた連携枠については、次の利用調整の受入枠とします。連携枠の保留者がいたとしても、その連携枠への申請が出てない場合は、そもそも希望がないことが解されることから、その連携枠を紹介することはせず、次の利用調整の受入枠として運用します。

一次利用調整期間の開始後に辞退者が出た場合については、繰り上げによる利用調整は行いません。次の利用調整の受入枠として運用します。

(イ) 1号部分については、幼稚園・認定こども園代表者の判断によります。

(2) 内定前の辞退

連携枠への進級を辞退した場合は、一次利用調整や幼稚園（通常枠）に申請できますが、再度、連携枠への申請はできません。

※ 地域型保育事業者で希望申請や利用申請を取りまとめた後については、決定前・後に関わらず、保護者が連携枠への進級を辞退した場合は、文書により辞退の確認をしますので、区役所に連絡するよう保護者にお伝えいただくようお願いします。

(参考) 27 年度スケジュール

8月28日 事業者説明会

9月4日～14日 意向調査

9月下旬 意向調査に基づき連携枠を決定し、2号の枠については一次利用調整にかける受け入れ枠数を決定します。

9月下旬 幼稚園の連携枠の申請受付

10月10日まで 幼稚園の連携枠の選考結果通知

10月10日～10月20日 保育所等の連携枠利用申請受付

11月中旬 保育所等連携枠利用調整結果発送

11月下旬 連携枠保留者の一次利用申請

指導監査の実施方法について

指導監査には、認可制度に基づく指導監査（「施設監査」）と確認制度に基づく指導監査（「確認監査」）があります。

施設の類型により実施手法や実施主体が異なります。

幼保連携型認定こども園：施設監査＋確認監査（市、同時に実地で実施）

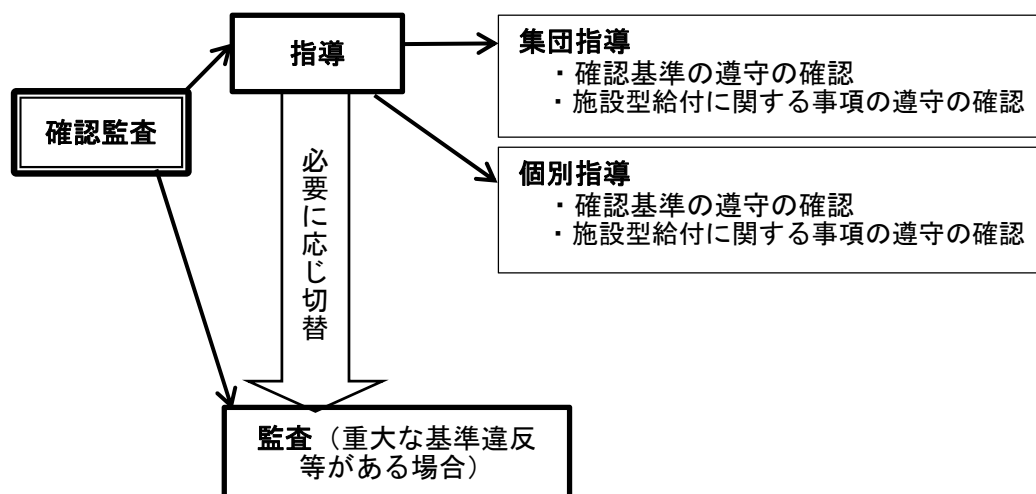
幼稚園型認定こども園：施設監査（県）、確認監査（市）

施設型給付を受ける幼稚園：施設監査（県）、確認監査（市）※個別指導が幼稚園型と異なる

1 確認監査について

(1) 概要

平成 27 年 12 月に新たな国の通知が発出され、平成 28 年度から新たに実施する予定の監査です（一部名称等は未確定のものがあります）。



「指導」は定期的実施（例外あり）し、「監査」は必要が生じた時に随時行います。

(2) 実施の仕方

ア 集団指導：毎年度行う施設説明会で確認基準や給付に関する説明等を行います。

イ 個別指導

確認基準に関する事項：定期的に園で行うほか、書類検査を行います。

給付に関する事項：給付費の請求に関する審査の中での確認をもって代えます。

ウ 監査：原則として立入調査の形で実施します。

2 平成 28 年度の指導監査（類型別）の概要

(1) 「幼保連携型認定こども園」

市が認可権限を持つ「幼保連携型認定こども園」については、原則年 1 回、前年度の監査結果等から特に問題がないと認められる場合は 2 年に 1 回、実地において監査を行い、施設監査と確認監査を同時に実施します。実地監査の対象外となった園についても、自己点検資料を提出していただき、書類検査を行います。

(2)「幼稚園型認定こども園」

ア 「施設監査」は、認可権限を持つ県が一定の周期（4年に1回など）で行います。

イ 「確認監査」は、確認権限を持つ市が行います。

a 集団指導

施設向けの説明会を原則年1回開催します。

b 個別指導（確認基準）

移行初年度及び、原則4年に1回実地において実施し、個別指導の無い年度は書類検査を行います。

c 個別指導（施設型給付費に関する事項）

給付費の請求に関する書類審査等により行います。

【注意】abc いずれの場合においても、重大な基準違反等があった場合は随時調査等を行い、「監査」に移行する場合があります。

(3)「施設型給付を受ける幼稚園」

原則として幼稚園型認定こども園と同様です。確認監査の個別指導（確認基準）は当面の間、移行初年度及び、原則4年に1回、書類検査を行います。

3 外部監査を受けた場合の会計監査の取扱（共通）

施設の運営に係る会計について外部監査（公認会計士又は監査法人）を受け、軽微とは認められない指摘を受けた場合を除き、外部監査報告書の写し等を提出していただくことで、認可権者の会計監査の対象外となります（確認権者にも写しの提出は必要です）。

【問合せ先】

こども青少年局 監査課

T E L 045-671-4283

F A X 045-663-6611

新制度への移行に関する意向調査の実施について

【主旨】

- 意向調査について、ご協力をお願いします。(締切 6月30日)
- 今回実施する意向調査の結果については、横浜市子ども・子育て支援事業計画における確保方策の見直しや来年度予算編成にあたっての基礎資料として活用します。併せて、平成29年4月に向けた意向については、利用者へ提供する情報として取りまとめます。

<対象園>

- 認定こども園（幼稚園型）
- 幼稚園（給付対象）
- 幼稚園（私学助成）

<意向調査の実施>

1 実施方法

- ・「意向調査書」にご記入いただき、ご提出いただきます。
- ・調査書は、近日中に各園に郵送いたします。

2 提出方法

- ・郵送（返送用封筒を同封）にてご提出ください。

3 回答期日

- ・平成28年6月30日（木）【必着】

4 その他

- ・今後の参考とさせていただくため、平成29年度に移行予定のない園又は移行しない園におかれましても、平成29年度以降の移行予定等をご回答いただきたく御協力をお願いします。

平成28年度子ども・子育て支援新制度に関する意向調査書(案)

横浜市 こども青少年局長 宛

子ども・子育て支援新制度への移行等について、現時点での平成29年4月に向けた意向は以下のとおりである旨、付票を添えて提出します。

提出者	園名	
	設置場所	郵便番号()
	法人名称 (個人立の場合は無記入)	
	法人所在地 (個人立の場合は設置者住所)	郵便番号()
	法人代表者 職・氏名 (個人立の場合は設置者氏名)	Ⓜ
	事務担当者氏名	
	連絡先電話番号	

※H28.4時点及びH29.4時点(予定)での施設類型について、それぞれ□にチェックをお願いします。	【平成28年4月】時点での施設類型	【平成29年4月】時点での施設類型(予定)	別添「付票」の回答箇所				
	<input type="checkbox"/> 幼稚園型認定こども園	<input type="checkbox"/> 幼保連携型認定こども園 <input type="checkbox"/> 幼稚園型認定こども園	問1-① (H29.4に移行する場合のみ回答) 問1-② (H29.4に移行する場合のみ回答)	問2-①	(問2-②)	問3① (全園)	問4① ("市型の預かり保育"実施園のみ)
	<input type="checkbox"/> 幼稚園(給付対象施設)	<input type="checkbox"/> 幼稚園(給付対象施設)	問2-③ 問2-④	(問2-⑤) (問2-⑥)	(問2-⑦) (問2-⑧)		
	<input type="checkbox"/> 幼稚園(私学助成)	<input type="checkbox"/> 幼稚園(私学助成)					

※現在私学助成の幼稚園は、以下の定員状況等のご記入をお願いします。(平成28年5月1日現在)

- ◆園則上の収容定員()人
- ◆在籍園児数 満3歳以上の園児 ()人

※満3歳児を受け入れている園にお伺いします
 上記「在籍園児数」のうち、昨年度の満3歳児クラスから継続入園している3歳児(平成24年4月2日～平成25年4月1日生まれ)は何人ですか ()人

- ◆在籍園児の居住市町村を把握している場合にはご記入下さい。

横浜市	【 】人	(市・区・町	【 】人	
(市・区・町	【 】人	(市・区・町	【 】人
(市・区・町	【 】人	(市・区・町	【 】人

付票（案）

園名	
----	--

問1：平成29年度のご意向について伺います。

(1) 29年度（H29.4.1）に幼保連携型又は幼稚園型認定こども園へ移行するご意向の園に伺います。

①新制度への移行予定は、どの程度まで意思決定されていますか？

(下記の1～3より御記入ください)

1. 法人の理事会等で意思決定済みである。
2. 今後、法人の理事会等で意思決定する予定である。
3. 上記のいずれにも該当しない。

②利用定員は、教育標準時間認定子ども（1号定員）、保育認定子ども（2号・3号定員）それぞれ何人に設定するご意向ですか。

1号定員（満3歳から5歳の計）	<input type="text"/>	人			
			(内訳)	3歳児定員	4歳児定員
2号定員（3歳から5歳の計）	<input type="text"/>	人		<input type="text"/>	<input type="text"/>
			(内訳)	0歳児定員	1歳児定員
3号定員（0歳から2歳の計）	<input type="text"/>	人		<input type="text"/>	<input type="text"/>
				2歳児定員	<input type="text"/>

※ 施設型給付の対象園として確認を受ける際に、認可定員の範囲内で利用定員を設定することができます。

※ 御記入いただいた利用定員について、別途調整のご相談をさせていただきます場合があります。

→問2①に進んでください。

→問3にもお答えください。

(2) 29年度（H29.4.1）に給付対象の幼稚園へ移行するご意向の園に伺います。

①新制度への移行予定は、どの程度まで意思決定されていますか？

(下記の1～3より御記入ください)

1. 法人の理事会等で意思決定済みである。
2. 今後、法人の理事会等で意思決定する予定である。
3. 上記のいずれにも該当しない。

②幼稚園の利用定員は、何人に設定するご意向ですか。

1号定員（満3歳から5歳の計） 人

※ 施設型給付の対象園として確認を受ける際に、認可定員の範囲内で利用定員を設定することができます。

なお、やむを得ず認可定員を超える利用定員を設定する場合は、認可定員の増加と実員の減少のいずれか又は両方による園児数の適正化に向けた計画の提出が必要です。計画を県が認めた場合は移行から最大5年間、認可定員を超える利用定員の設定が認められ、計画に基づく定員の適正化を行っていただきます。

詳しくは、こども青少年局子育て支援課にお問い合わせください。また、恒常的に認可定員を下回っている場合は、過大な利用定員は実態に合わない低い公定価格単価が適用されることにつながりますので、利用状況に応じた適切な利用定員を考えていく必要があります。

※ 御記入いただいた利用定員について、別途調整のご相談をさせていただきます場合があります。

→問2①に進んでください。

→問3にもお答えください。

問2：平成30年度以降のご意向について伺います。

問2 子ども・子育て支援新制度への移行について、現時点での貴園における平成30年度以降の対応方針をお答えください。

① H28.4月時点で新制度の給付対象の園及びH29.4月に新制度へ移行予定の園に伺います。

平成30年度以降において、施設類型の変更（給付対象の幼稚園から認定こども園等）を予定していますか。

(下記の1～5より御記入ください)

1. 施設類型の変更を行う予定である。

具体的な変更時期 ア 平成30年度 イ 平成31年度 ウ 平成32年度以降

(右記のア～ウより御記入ください)

⇒下段②に進んでください。

2. 施設類型の変更を行う方向で検討中である。

具体的な変更時期 ア 平成30年度 イ 平成31年度 ウ 平成32年度以降

(右記のア～ウより御記入ください)

⇒下段②に進んでください。

3. 現時点では施設類型を変更する予定はないが、状況により変更もありうる。⇒問3へ進んでください。

4. 将来的にも施設類型を変更する見込みはない。⇒問3へ進んでください。

② 問2①で「1」または「2」と回答した園に伺います。

平成30年度以降において、どの施設類型に変更しますか？

(下記の1～3より御記入ください)

1. 幼保連携型認定こども園に変更する方向で検討中である。

2. 幼稚園型認定こども園に変更する方向で検討中である。

3. 幼保連携型認定こども園に変更するか、幼稚園型認定こども園に変更するか検討中である。

⇒問3に進んでください。

③ 平成29年度に新制度へ移行しないご意向の園（私学助成の幼稚園）に伺います。

平成30年度以降において新制度への移行を予定していますか。

(下記の1～5より御記入ください)

1. 移行する予定である。

具体的な変更時期 ア 平成30年度 イ 平成31年度 ウ 平成32年度以降

(右記のア～ウより御記入ください)

⇒次ページ④に進んでください。

2. 移行する方向で検討中である。

具体的な変更時期 ア 平成30年度 イ 平成31年度 ウ 平成32年度以降

(右記のア～ウより御記入ください)

⇒次ページ④に進んでください。

3. 現時点では移行予定はないが、状況により移行もありうる。⇒次々ページ⑧に進んでください。

4. 将来的にも移行する見込みはない。⇒次々ページ⑧に進んでください。

④ 問2③で「1」または「2」と回答した園に伺います。

平成30年度以降の新制度への移行予定は、どの程度まで意思決定されていますか？

(下記の1～3より御記入ください)

1. 法人の理事会等で意思決定済みである。
2. 今後、法人の理事会等で意思決定する予定である。
3. 上記のいずれにも該当しない。

⇒⑤へ進んでください。

⑤ 問2③で「1」または「2」と回答した園に伺います。

平成30年度以降において、どの施設類型に移行を予定していますか？

(下記の1～4より御記入ください)

1. 幼保連携型認定こども園に移行する予定である。
2. 幼稚園型認定こども園に移行する予定である。
3. 給付対象の幼稚園に移行する予定である。
4. 認定こども園（幼保連携型または幼稚園型）に移行するか給付対象の幼稚園に移行するか検討中である。

⇒⑥へ進んでください。

⑥ 問2③で「1」または「2」と回答した園に伺います。

上記⑤について、どの程度まで意思決定されていますか？

(下記の1～3より御記入ください)

1. 法人の理事会等で意思決定済みである。
2. 今後、法人の理事会等で意思決定する予定である。
3. 上記のいずれにも該当しない。

⇒⑦へ進んでください。

⑦ 問2③で「1」または「2」と回答した園に伺います。

平成30年度以降の利用定員は何人を想定していますか。

1. 下記の利用定員を想定している。(※ 2号定員、3号定員は認定こども園のみ設定が可能です。)
1号定員 () 人
2号定員 () 人
3号定員 () 人
2. 利用定員は現時点で未定である。

⇒問3へ進んでください。

⑧ 問2③で「3」～「5」と回答した園に伺います。

新制度への移行を検討するにあたって懸案と考えているのはどのような点でしょうか？
当てはまるものすべてに○を付けてください。

1. 新制度の仕組が十分に理解できない。
2. 横浜市との関係構築に不安がある。
3. 保護者の理解が得られるか不安である。
4. 入園児の選考が自由にできなくなるなど、応諾義務や2・3号認定子どもの利用調整の取扱いに不安がある。
5. 所得に応じた保育料になるなどの利用者負担の仕組に不安がある。
6. 施設の収入の面（公定価格の水準等）で不安である。
7. 新制度への移行に伴い、事務の変更や増大等に不安がある。
8. 個人立の幼稚園であり、新制度への移行にあたり法人化が必要である。
9. 定員設定に不安がある。
10. その他具体的に記述してください。（ _____ ）

⇒問3へ進んでください。

以下、問3及び問4については、新制度への移行等の予定の有無に関わらずご回答をお願いいたします。

問3：小規模保育事業の実施について伺います。

【全園対象】

- ① 幼稚園の認定こども園化とは別に、3号認定子ども(満3歳未満で保育が必要な子)を預かる、小規模保育事業や事業所内保育事業(所在地町村の認可が必要。原則法人格が必要です。)を実施する予定はありますか。

(下記の1～3より御記入ください)

1. 既に実施している。
2. 実施を希望する。事業の想定利用定員 (_____)人
3. 実施する方向で検討している。
4. 実施を希望しない。

⇒“市型の預かり保育”実施園のみ問4へ進んでください。それ以外の園は終了です。ありがとうございました。

問4：地域型保育事業との連携について伺います。

(“市型の預かり保育”実施園のみ
回答をお願いします。)

【“市型の預かり保育”実施園のみ】

- ① 地域型保育事業の連携施設となつて、地域型保育事業卒園児（3歳児）の優先的な受入や交流保育などを行う予定はありますか。

(下記の1～3より御記入ください)

1. 既に連携している。
2. 連携を希望する。又は検討しても良い。
3. 連携を希望しない。

⇒以上で終了です。ありがとうございました。

個別移行相談の実施について

認定こども園の認定等に必要な基準に合致するかの確認や、意向の判断にあたっての疑問点等を解消して頂くための個別相談会を実施します。

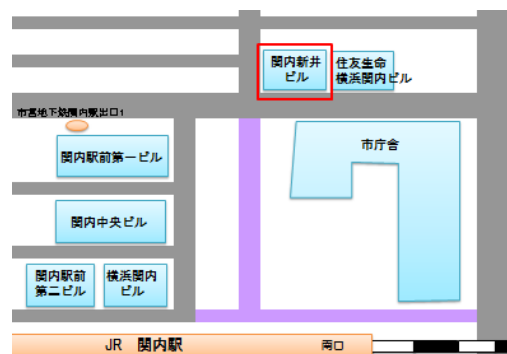
1 実施期間・場所

平成 28 年 5 月 26 日(木)～6 月 30 日(木) 9 時～17 時

(事前予約制・各園 1 回 1 時間程度)

横浜市こども青少年局

(中区尾上町 1－8 関内新井ビル 5 階) ※右地図参照



2 対象

(1)必ず実施する園

- ・平成 29 年 4 月に認定こども園（幼稚園型、幼保連携型）への移行を検討している園
- ・平成 29 年 4 月に施設型給付の幼稚園に移行を検討している園のうち、実員が認可定員を上回る園

(2)任意で実施する園

- ・上記以外で、29 年 4 月に移行を検討している園のうち個別に質問がある園

3 実施方法等

裏面の申込書で、日時の希望・具体的なお相談内容を 5 月 31 日（火）までに F A X にてお知らせください。申込順に市側の相談者を調整し、園に実施日時をご連絡します。予約が集中した場合、日時の希望に添えない場合もありますのでご了承ください。

【具体的なご相談内容】

- ①認定こども園の認可・認定基準、移行に伴う施設整備等
- ②施設の利用定員
- ③給付・利用者負担額
- ④預かり保育

【持参していただく書類】

- ① 現時点の認可状況（定員、学級数、面積など）のわかるもの
- ② 図面
- ③ 国試算シートの試算結果（給付についてご相談の場合）

※現在の収入の内訳（私学助成、預かり保育、入園料、保育料など）も持参していただいた方がよりスムーズです。

- ④ 5/18 事業者説明会資料

4 申込先

こども青少年局子育て支援課幼児教育係 馬淵・高橋 (TEL : 671-2084 FAX : 663-1925)

子ども・子育て支援新制度移行に向けた個別相談会 申込書

園名 : _____

ご担当者 : _____

連絡先 : _____

●希望の日時

第四希望まで日にちを指定し、いずれかの時間帯に○をつけてください

第一希望	月 日 ()	午前	午後	何時でも良い
第二希望	月 日 ()	午前	午後	何時でも良い
第三希望	月 日 ()	午前	午後	何時でも良い
第四希望	月 日 ()	午前	午後	何時でも良い

※送付日から1週間後以降の日付を記入してください

●希望の相談内容

希望項目に○をつけてください (複数可)

<input type="checkbox"/>	認定こども園の認可・認定基準、移行に伴う施設整備等
<input type="checkbox"/>	施設の利用定員
<input type="checkbox"/>	給付・利用者負担額
<input type="checkbox"/>	預かり保育
<input type="checkbox"/>	その他 (具体的にお書きください)

●事前調査

該当項目に○をつけてください (複数可)

<input type="checkbox"/>	平成29年4月に認定こども園への移行を検討している
<input type="checkbox"/>	平成29年4月に施設型給付の幼稚園への移行を検討している
<input type="checkbox"/>	現時点での実員が、認可定員を超えている

子ども・子育て支援新制度への移行に伴う年間スケジュール(平成28年度)

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月～
①事業者説明会		★18日:開催					★移行期を対象に、撤回開催(予定)				★開催(予定)		★開催(予定)
②移行相談、意向調査		意向調査 移行相談の実施	事業計画の中間見直しに係る「種族方策」への反映 意向調査の結果のとりまとめ		★審議会 審議会準備 審議会開催	移行期について、各区へ情報提供 移行期の公表							
③確認申請 認可申請 (幼保連携型のみ)		幼保連携型認可申請 認可申請 幼保型認可申請 認可申請 給付幼保型認可申請 認可申請	事業募集 事前協議 移行相談(定員等協議)		★審議会 審議会準備 審議会開催	★審議会 審議会準備 審議会開催	整備・開所準備等						
④認定申請(1号認定)					子ども子育て支援新制度専用ダイヤル(コールセンター)		利用案内配布 入園受付開始	支給認定申請			契約	利用料通知	
⑤認定申請・利用調整 (2・3号認定)					子ども子育て支援新制度専用ダイヤル(コールセンター)		利用案内配布 利用申請	利用調整 契約			利用料通知		
⑥連携施設への進級			7月までの連携施設(卒園児の受け入れ先)算書締結		進級希望の意向調査・とりまとめ 子ども子育て支援新制度専用ダイヤル(コールセンター)		利用申請(2号) 進級児童決定(2号) 利用申請(1号) 進考(1号) 進級児童内定(1号)						
⑦給付事務 (公定価格、独自成の申請手続き)										システム請求ソフトの対応(配付、インストール等) 操作研修			★届出書(3種)、雇用状況表提出(毎月) ★実績入力(毎日) ★審査・支払(翌月・3サイクル)
⑧預かり保育事業 (構内型・就労型(就労要件なし)・一時預かり(就労要件なし))					市型預かりの新規実施相談(臨時)		新規認定(年3回程度)						★10日(市型)補助金交付申請書提出 ★毎月5日(市型)月次状況報告書類提出(5月5日より、前月分を毎月)
⑨各園での動き		給付費等の試算・特定負担額の検討 在園児への説明、入園予定者への説明			★15日:募集要項配布開始 ★1日:願書受付(入園手続き)開始 入園手続きなど 日程認定することをお勧めします		園則・運営規定作成 体験入園など ※契約手続きを見越して日程認定することをお勧めします						